

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2020年4月1日
(第77期) 至 2021年3月31日

ニチレキ株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第77期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	11
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	12
4 【経営上の重要な契約等】	17
5 【研究開発活動】	17
第3 【設備の状況】	18
1 【設備投資等の概要】	18
2 【主要な設備の状況】	19
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【自己株式の取得等の状況】	31
3 【配当政策】	31
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	32
第5 【経理の状況】	47
1 【連結財務諸表等】	48
2 【財務諸表等】	82
第6 【提出会社の株式事務の概要】	95
第7 【提出会社の参考情報】	96
1 【提出会社の親会社等の情報】	96
2 【その他の参考情報】	96
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	97

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月30日

【事業年度】 第77期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 ニチレキ株式会社

【英訳名】 NICHIREKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 幡 学

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目3番29号

【電話番号】 03-3265-1511

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部長 後 藤 武 士

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北四丁目3番29号

【電話番号】 03-3265-1511

【事務連絡者氏名】 管理本部財務経理部経理課長 笠 松 千 恵

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	54,439	60,570	62,919	66,725	71,471
経常利益 (百万円)	5,872	5,628	5,731	6,225	9,574
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,762	3,882	3,589	1,821	6,357
包括利益 (百万円)	4,365	4,702	2,837	856	7,787
純資産額 (百万円)	46,768	50,811	52,889	52,827	62,010
総資産額 (百万円)	65,190	69,838	70,297	71,487	82,732
1株当たり純資産額 (円)	1,631.15	1,772.17	1,844.66	1,842.51	2,048.05
1株当たり当期純利益金額 (円)	131.24	135.42	125.18	63.53	219.72
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	219.47
自己資本比率 (%)	71.7	72.8	75.2	73.9	74.9
自己資本利益率 (%)	8.4	8.0	6.9	3.4	11.1
株価収益率 (倍)	6.9	9.1	8.7	20.5	7.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,640	4,645	5,417	3,203	9,098
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,607	△3,604	△5,482	△3,352	△5,694
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△611	△1,151	△845	△1,027	2,512
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	19,289	19,195	18,367	17,181	23,110
従業員数 (名)	742	797	831	917	924
[ほか、平均臨時雇用者数]	[296]	[323]	[350]	[373]	[379]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第73期、第74期、第75期、第76期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第75期の期首から適用しており、第74期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	27,197	30,458	31,925	33,763	34,907
経常利益 (百万円)	3,906	4,120	3,909	4,049	6,316
当期純利益 (百万円)	2,737	3,250	2,889	861	4,789
資本金 (百万円)	2,919	2,919	2,919	2,919	2,919
発行済株式総数 (株)	31,685,955	31,685,955	31,685,955	31,685,955	31,685,955
純資産額 (百万円)	33,028	36,312	37,786	36,936	44,111
総資産額 (百万円)	52,179	56,170	57,839	56,556	67,131
1株当たり純資産額 (円)	1,151.94	1,266.48	1,317.90	1,288.25	1,456.79
1株当たり配当額 (円)	23.00	27.00	32.00	34.00	38.00
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	95.47	113.37	100.78	30.03	165.52
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	165.33
自己資本比率 (%)	63.3	64.6	65.3	65.3	65.7
自己資本利益率 (%)	8.6	9.4	7.8	2.3	11.8
株価収益率 (倍)	9.5	10.8	10.9	43.3	9.5
配当性向 (%)	24.1	23.8	31.8	113.2	23.0
従業員数 (名)	373	378	379	394	404
[ほか、平均臨時雇用者数]	[142]	[147]	[162]	[164]	[168]
株主総利回り (%)	114.8	157.5	145.0	174.4	213.5
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	968	1,517	1,344	1,496	1,909
最低株価 (円)	608	870	955	974	1,190

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第73期、第74期、第75期、第76期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3 第75期の1株当たり配当額32円には、創業75周年記念配当5円を含んでおります。
4 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第75期の期首から適用しており、第74期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1943年10月、アスファルト防水工事およびアスファルト製品の販売を目的として創業者池田英一が日本瀝青化学工業所を設立しました。その後1946年8月、合資会社日本瀝青化学工業所に組織変更を行い、1950年10月に東京都荒川区に東京工場を建設し、アスファルト乳剤の製造を開始しました。事業の拡大に伴い1954年2月、日瀝化学工業株式会社を設立し、これらの事業を継承しました。

1969年1月、株式の額面金額の変更ならびに系列会社(日瀝特殊化工株式会社、合資会社日本瀝青化学工業所)の統合による経営および事業の合理化を目的として株式会社日瀝(1949年9月設立東京都港区所在、資本金100万円)を存続会社として4社対等合併を行い、ただちに社名を日瀝化学工業株式会社に変更し本店を東京都千代田区に移転し、その後1994年10月、ニチレキ株式会社に商号変更しました。

設立以後の主な変遷は、以下に記載のとおりであります。

1954年6月	大阪工場を建設し、出張所を併設(1966年1月大阪支店に改組、1999年4月関西支店に改称)
1957年11月	東京工場に研究室および営業所を併設(1966年1月東京支店に改組)
1958年1月	小山工場を建設し、コンクリート目地材料および建築防水材の製造を開始(1963年7月出張所を併設、1972年1月関東支店に改組)
1958年12月	研究室を中央研究所と改称(1977年4月関東支店内に移転、技術研究所に改称)
1959年3月	名古屋出張所を開設(1960年6月工場を併設、1966年1月名古屋支店に改組、1999年4月中部支店に改称)
1961年1月	福岡出張所を開設(1962年1月工場を併設、1966年1月福岡支店に改組、1986年12月九州支店に改称)
1962年4月	仙台工場を建設し、出張所を併設(1968年1月仙台支店に改組、1986年12月東北支店に改称)
1963年6月	広島出張所を開設(1968年1月広島支店に改組、1970年8月工場を併設、1986年12月中国支店に改称)
1963年7月	高松出張所(同年11月工場を併設、1986年12月四国支店に改組)
1968年7月	札幌工場を建設し、出張所を併設(1973年1月恵庭に移転、恵庭工場、北海道営業所に改組、1986年12月北海道支店に改称)
1968年10月	建設業法による東京都知事登録(ぬ)第45075号登録を取得し舗装・防水工事の請負を開始
1970年1月	東京証券取引所市場第二部に上場
1970年10月	日瀝道路株式会社(現・連結子会社)を設立
1972年6月	大阪証券取引所市場第二部に上場
1973年2月	北海道ニチレキ工事株式会社(1980年7月商号変更、現・連結子会社)を設立
1974年1月	建設業法による建設大臣許可(般—48)第2839号(ほ装、防水)登録(以降3年毎に、1995年から5年毎に更新)
1974年2月	東京証券取引所ならびに大阪証券取引所市場第一部に上場
1975年8月	東北ニチレキ工事(株)、九州ニチレキ工事(株)、中国ニチレキ工事(株)の3社(現・連結子会社)を設立
1977年4月	中部ニチレキ工事(株)、近畿ニチレキ工事(株)、四国ニチレキ工事(株)の3社(現・連結子会社)を設立
1979年4月	日レキ特殊工事(株)(現・連結子会社)を設立
1980年3月	建設コンサルタント建設大臣登録建55第2922号登録(以降3年毎に、1992年から5年毎に更新)
1986年12月	測量関連事業およびコンピュータ情報関連事業を開始
1990年9月	建設業法による建設大臣許可のうち、ほ装工事業を(特—63)第2839号として登録
1991年2月	測量業大臣登録第19730号に登録(以降5年毎に更新)
1995年7月	千葉市に臨海型の千葉工場を船橋市から移設し、同所に営業所を併設

1997年3月	東京支店・千葉営業所・千葉工場においてISO9002の認証を取得、その後埼玉営業所・神奈川営業所・多摩出張所を含め拡大認証を得る。以後、2005年3月までに残りの8支店も順次認証を取得
1998年4月	建設大臣許可（特－10）第2839号をもって、とび・土工工事業を追加
2001年2月	仙台市宮城野区に臨海型の仙台工場を建設し、東北支店を移転併設
2002年12月	中華人民共和国・北京市に特殊舗装材料の製造・販売を行う日中合弁会社 北京路新大成景観舗装有限公司を設立
2004年7月	シンガポールに日本・シンガポール・タイの合弁会社 ピーエスニチレキを設立
2004年8月	九州地区生産拠点として臨海型の大分工場の全面操業開始
2005年5月	屋内外の各種表示の企画・設計・製作・販売・施工を行うグラフィックス事業を開始
2005年8月	物流スペースの確保と業務の機能強化を図るため、東京支店を越谷市に移転
2005年9月	大阪証券取引所での株式の上場を廃止
2006年1月	中華人民共和国・北京市にある北京市市政一建設工程有限責任公司に出資、合弁会社として営業許可を取得
2006年4月	中国ニチレキ工事(株)（存続会社）と山陰ニチレキ(株)が合併、近畿ニチレキ工事(株)（存続会社）と大阪ニチレキ(株)が合併
2006年12月	東京支店跡地に賃貸マンションを建設・竣工
2007年2月	本社機構と9支店を含めたニチレキ統一版ISO9001の認証を取得
2007年3月	朝日工業(株)（大分県大分市）の株式を取得し、連結子会社とする。
2007年4月	日瀝道路(株)（存続会社）と茨城ニチレキ(株)、群馬ニチレキ(株)が合併、中部ニチレキ工事(株)（存続会社）と北陸ニチレキ(株)が合併
2007年4月	中華人民共和国・杭州市に日中合弁会社 杭州同舟瀝青有限公司を設立
2008年2月	連結子会社を含めたニチレキグループ統一版ISO9001の認証を取得
2008年4月	中部ニチレキ工事(株)（存続会社）と静岡ニチレキ(株)が合併、佐賀ニチレキ(株)（存続会社）と長崎ニチレキ(株)が合併し、西九州ニチレキ(株)となる。
2009年4月	近畿ニチレキ工事(株)（存続会社）と兵庫ニチレキ(株)が合併
2010年8月	中華人民共和国・重慶市に日中合弁会社 重慶市三瀝高科道路材料有限責任公司を設立（2014年1月商号変更）
2010年10月	中華人民共和国・上海市に子会社 日瀝（上海）商貿有限公司を設立
2012年2月	連結子会社を含めたニチレキグループ統一版ISO14001の認証を取得
2013年8月	中華人民共和国・上海市に日中合弁会社 上海城建日瀝特種瀝青有限公司を設立
2014年11月	連結子会社を完全子会社とする。
2016年5月	技術研究所に新研究棟が完成
2017年9月	ラインファルト工業(株)（大阪府堺市）の株式を取得し、完全子会社とする。
2018年10月	伸和化工(株)（群馬県高崎市）の株式を取得し、完全子会社とする。
2019年12月	ヒートロック工業(株)（新潟県新潟市）の株式を取得し、完全子会社とする。

3 【事業の内容】

当社および当社の関係会社（連結子会社35社、非連結子会社1社、関連会社5社）が営んでいる主な事業は、道路舗装に関する製品、技術、工事等を幅広く提供する事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係わる会社の位置付けおよびセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、セグメントと同一の区分であります。

(1) アスファルト応用加工製品事業

当社は、アスファルト乳剤、改質アスファルト等の製造・販売を行っております。また、連結子会社および海外関係会社の一部は、当社の製品を販売しております。

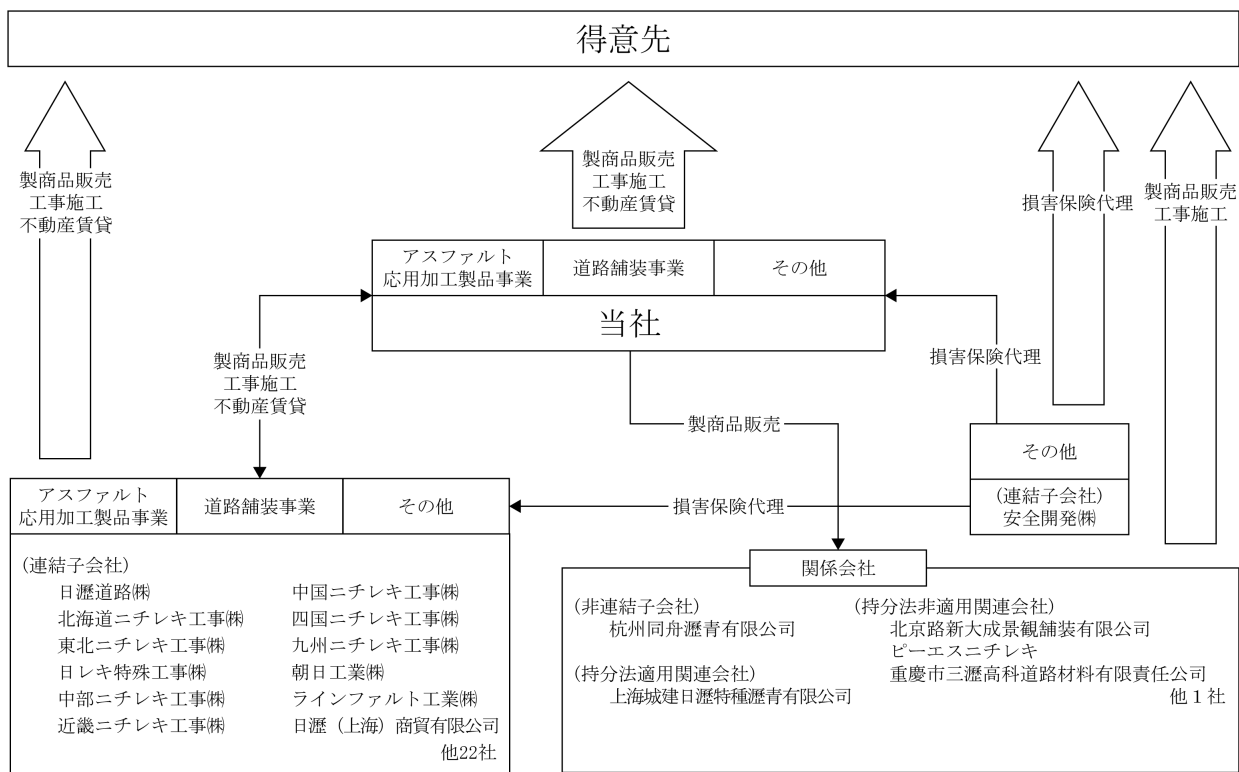
(2) 道路舗装事業

当社および連結子会社日瀝道路(株)他31社ならびに海外関係会社の一部は、舗装工事および防水工事等の請負を行っております。

(3) その他

当社および連結子会社の一部は、不動産の賃貸を行っております。また連結子会社安全開発(株)は、当社グループの損害保険代理業等を行っております。

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
北海道ニチレキ工事㈱	北海道札幌市白石区	40	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の土地および建物の賃借。
東北ニチレキ工事㈱	宮城県仙台市若林区	65	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の土地および建物の賃借。
日漕道路㈱	東京都千代田区	80	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の土地および建物の賃借ならびに役員の兼任2名。
日レキ特殊工事㈱	東京都荒川区	30	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の土地および建物の賃借ならびに役員の兼任2名。
中部ニチレキ工事㈱	愛知県名古屋港区	50	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の土地および建物の賃借。
近畿ニチレキ工事㈱	滋賀県守山市	50	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の土地および建物の賃借。
中国ニチレキ工事㈱	広島県東広島市	50	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の土地および建物の賃借ならびに役員の兼任1名。
四国ニチレキ工事㈱	香川県高松市	20	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の土地および建物の賃借。
朝日工業㈱	大分県大分市	50	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の建物の賃借ならびに役員の兼任1名。
九州ニチレキ工事㈱	福岡県福岡市東区	23	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の土地および建物の賃借ならびに役員の兼任1名。
ラインファルト工業㈱	大阪府堺市堺区	50	道路舗装事業	100.0	当社の製品購入および道路舗装工事の請負をしております。なお、当社所有の土地の賃借。
その他24社	—	—	—	—	—

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
アスファルト応用加工製品事業	291 [107]
道路舗装事業	490 [211]
その他	3 [－]
全社（共通）	140 [61]
合計	924 [379]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は[]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
- 2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
404 [168]	43.3	16.8	7,440

セグメントの名称	従業員数(名)
アスファルト応用加工製品事業	243 [107]
道路舗装事業	18 [－]
その他	3 [－]
全社（共通）	140 [61]
合計	404 [168]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は[]内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
- 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

ニチレキ株式会社労働組合と称し、1956年3月1日に結成され、2021年3月31日現在の組合員数は143名でJEC連合に所属しております。なお、連結子会社は労働組合を結成しておりません。

また、労使関係においては、結成以来円満に推移しており特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「道」創りを通して社会に貢献するため、

- ◇ 優れた機能とコストを満足する道路舗装材料ならびに工法の提供
- ◇ 国民の共有資産である「道」をいつも見守る高度なコンサルティング
- ◇ 顧客から信頼される施工技術

これらを完全に一体化し、株主をはじめ幅広い顧客の皆様から信頼される「道」創りになくてはならない収益性に優れた企業グループであり続けるとともに、社員一人ひとりが能力を発揮でき、働きがいのあるグループであることを経営理念としております。この理念を遂行するために、法令を遵守するとともに環境保全、安全に十分配慮することを基本といたします。

当社グループの企業文化そのものとなっている『種を播き、水をやり、花を咲かせて実らせる』、たゆみない努力の積み重ねによって絶えず新しい仕事を創造していく「種播き精神」と経営理念をあわせて“企業理念”と位置づけております。

当社グループは、前中期経営計画『Next 2020』を継承し、さらなる成長を目指すために、2021年度を初年度とする5ヶ年の新たな中期経営計画『しなやか2025』を策定し、スタートいたしました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、防災・減災、国土強靱化対策など建設需要の高まりがあるものの、企業間の熾烈な受注競争や、原油価格・為替レートの変動等による原材料価格への影響もあり、引き続き厳しい事業環境が予測されます。また、新型コロナウイルスの感染拡大による当社グループの業績に与える影響については、先行き不透明であります。

このような状況の中、当社グループは本計画を強力に推進することによって、大規模かつ速い速度で進行していくことが想定される様々な環境変化に対して、迅速かつ確かな意思決定のもと、組織が一丸となってしなやかな対応を図り、持続可能な企業グループへと成長していくことを目指してまいります。

本計画の概要は以下のとおりであります。

中期経営計画『しなやか2025』の概要

(1) 計画期間

2021年度～2025年度[5か年]

(2) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境として以下の点があげられます。

- ① 公共投資、政府の施策動向（防災・減災、国土強靱化対策等）による影響
- ② 自然災害、感染症等による経済への影響
- ③ 原材料価格の変動および供給動向
- ④ 自動運転社会やDXがもたらす新しい社会への対応
- ⑤ 脱炭素社会など環境変化への対応
- ⑥ 企業の社会的責任（ESG・SDGs等）の増大
- ⑦ 新たな働き方、労働力人口の減少、高齢化等への対応

(3) 基本方針

『しなやか2025』～組織レジリエンスの高い企業へ～

大規模かつ速い速度で進行していくことが想定される様々な環境変化に対して、迅速かつ確かな意思決定のもと、組織が一丸となってしなやかな対応を図り、持続可能な企業グループへと成長していきます。

(4) 重点施策

重点施策を以下に示します。

①市場の拡大と深耕、そして市場への定着

- ・『しなやか2025』においても市場の拡大と深耕を継続的に行い、顧客と市場に対して、自社開発・製造の製品・工法をしっかりと定着させていきます。
- ・長寿命、リサイクル、CO2削減、安全などの性能・機能を有する環境に優しい自社開発・製造の製品・工法の販売を推進していきます。

②研究開発力の強化と生産性の向上

- ・様々な環境変化に対応するため、他分野における新技術およびデジタル技術を積極的に取り込み、自社技術を発展させることで、革新的な製品・工法の開発に取り組んでいきます。
- ・人やモノの有機的なつながりを強化し、グループ全体の生産性を向上させていきます。また、サプライチェーン・マネジメントの考え方を取り入れた物流ネットワークの整備構築を図っていきます。

③グループ経営基盤の強化

- ・企業の社会的責任を果たし、いかなる環境下でも企業価値の継続的な向上を実現できるよう強靱な財務・経営基盤を構築していきます。
- ・更なる成長に向けて、持続的な成長を支える人材の開発と育成を推進していきます。
- ・ICTの整備・拡充とDXを推進し、職場環境の改善と業務効率化を図っていきます。

④脱炭素社会実現への環境投資促進

- ・将来への布石として、茨城県つくばみらい市に環境に配慮した先進的な生産物流基地を建設することで、脱炭素社会への移行に向けた取り組みを加速させていきます。
- ・グループ保有車両のハイブリッド車への更新、既存建物や設備の改修によるエネルギー消費量の減少に努めていきます。

(5) 本計画の経営数値目標

本計画の最終年度の数値目標を以下に示します。

連結売上高	77,000百万円
連結営業利益	7,800百万円
連結経常利益	8,000百万円
ROIC（投下資本利益率）	6.5以上
ROA（総資産当期純利益率）	5.0以上

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性が考えられる主な事業リスクは、次のようなものがあります。

(1) 原材料価格の変動および供給動向

アスファルト応用加工製品事業では製品の主原材料であるストレートアスファルトおよび副資材は原油を原料としているため、原油価格に大きく依存しております。原油価格が高騰し、諸原材料の値上がり相当分を製品販売価格に転嫁できない場合、あるいは諸原材料が安定的に供給されない事態が生じた場合には、業績に影響を及ぼすことが考えられます。

(2) 公共事業の動向

道路舗装事業では公共事業の占める割合が高いため、国および地方公共団体の財政状態による公共事業予算の削減ならびにコスト縮減や予算執行状況等によっては、業績に影響を及ぼすことが考えられます。

(3) 価格競争の激化

市場の価格競争がさらに激化し製品販売価格、工事受注価格が下落した場合には、業績に影響を及ぼすことが考えられます。

(4) 信用リスク

取引に際しては、与信・債権管理を徹底し、信用リスクの軽減に努めておりますが、急激な事業環境の変化等により、取引先に信用不安が発生した場合には、業績に影響を及ぼすことが考えられます。

(5) カントリーリスク

海外事業を進めているため、その国の政治・経済情勢の変化、予期せぬ法律・規制の変化が業績に影響を及ぼすことが考えられます。

(6) 情報セキュリティ

当社グループは、様々な情報システムを使用して事業活動を行っており、その重要性が高まっています。そのため、情報セキュリティの確保に取り組んでいますが、ウイルス感染等による大量のデータ逸失、情報漏えい、システム障害等が発生した場合には、業績に影響を及ぼすことが考えられます。

(7) 自然災害、感染症等のリスク

当社グループは、地震・台風等の自然災害や感染症発生に備え、事業の継続や早期復旧を図るために必要な対策・手順について計画を立て、危機管理の徹底に取り組んでおります。しかしながら、自然災害や感染症の発生が、当社グループの想定を超える規模にまで拡大した場合には、事業活動が縮小されるなど、業績に影響を及ぼすことが考えられます。

(8) 法的規制等によるリスク

建設業法、独占禁止法、労働安全衛生法等の関連法令による法的規制を受けており、当社グループはコンプライアンス体制の充実に努めておりますが、法的規制による行政処分等が生じた場合には、業績に影響を及ぼすことが考えられます。

なお、上記のリスクは、当連結会計年度末現在において判断したものであり、当社グループのすべてのリスクを表したものではありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい状況にありました。政府の各種政策が実施され、一部に持ち直しの動きも見られましたが、再び感染拡大がみられるなど、収束の見通しは立っておらず、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境につきましては、公共工事は堅調に推移しているものの、原油価格が下げ止まりから上向く中で、受注競争の激化は続いており、依然厳しい状況にありました。

当社グループはこのような環境の中で、中期経営計画『N e x t 2 0 2 0』の最終年度である5年目として、「市場の拡大と深耕」を最重点課題とする成長戦略に基づき、各施策に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は71,471百万円（前期比7.1%増）、営業利益は9,140百万円（前期比52.1%増）、経常利益は9,574百万円（前期比53.8%増）となりました。税金等調整前当期純利益は9,350百万円（前期比137.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6,357百万円（前期比249.0%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（アスファルト応用加工製品事業）

アスファルト応用加工製品事業につきましては、原材料価格が低位にある中で、「長寿命化・高性能化」「環境負荷低減」などに寄与する高付加価値製品の販売推進とコスト削減等による収益性向上に努めてまいりました。売上高は20,583百万円（前期比0.4%増）となり、セグメント利益（営業利益）は6,393百万円（前期比31.7%増）となりました。

（道路舗装事業）

道路舗装事業につきましては、年度繰り越し工事の消化に加え、道路インフラ老朽化対策などの工事発注物件への工法提案からの受注活動と工事の着実な執行及び原価管理の強化を進めてまいりました。売上高は50,585百万円（前期比10.1%増）となり、セグメント利益（営業利益）は5,212百万円（前期比41.1%増）となりました。

（その他）

その他につきましては、不動産賃貸収入などにより、売上高は302百万円（前期比1.0%増）となり、セグメント利益（営業利益）は218百万円（前期比1.3%減）となりました。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		比較増減	
	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	伸率 (%)
流動資産	45,836	64.1	52,076	62.9	6,239	13.6
固定資産	25,650	35.9	30,656	37.1	5,005	19.5
流動負債	16,542	23.1	18,926	22.9	2,383	14.4
固定負債	2,117	3.0	1,796	2.2	△320	△15.2
純資産額	52,827	73.9	62,010	75.0	9,182	17.4
総資産額	71,487	100.0	82,732	100.0	11,245	15.7

当連結会計年度末の総資産額は、前連結会計年度末（以下「前期末」という。）に比べて11,245百万円増加し、82,732百万円となりました。

（流動資産）

流動資産は、前期末に比べて6,239百万円増加して52,076百万円となりました。これは、現金及び預金が6,029百万円増加したことなどによるものです。

（固定資産）

固定資産は、前期末に比べて5,005百万円増加して30,656百万円となりました。これは、土地が5,044百万円増加したことなどによるものです。

（流動負債）

流動負債は、前期末に比べて2,383百万円増加して18,926百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金が358百万円、電子記録債務が492百万円、短期借入金が1,200百万円増加したことなどによるものです。

（固定負債）

固定負債は、前期末に比べて320百万円減少して1,796百万円となりました。これは、退職給付に係る負債が1,049百万円減少、繰延税金負債が465百万円、環境対策引当金が287百万円増加したことなどによるものです。

（純資産額）

純資産は、前期末に比べて9,182百万円増加して62,010百万円となりました。これは、資本剰余金が1,412百万円、利益剰余金が5,382百万円、その他有価証券評価差額金が582百万円、繰延ヘッジ損益が418百万円、退職給付に係る調整累計額が418百万円増加、新株予約権の行使による自己株式の処分944百万円などによるものです。

この結果、自己資本比率は前期末の73.9%から74.9%となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	比較増減 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,203	9,098	5,894
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,352	△5,694	△2,342
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,027	2,512	3,540
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,185	5,929	7,114
現金及び現金同等物の期首残高	18,367	17,181	△1,185
現金及び現金同等物の期末残高	17,181	23,110	5,929

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前期末に比べて、5,929百万円増加し、23,110百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローで増加した資金は9,098百万円（前期比184.0%増）となりました。これは、税金等調整前当期純利益9,350百万円、売上債権の減少313百万円、仕入債務の増加271百万円などによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローで支出した資金は5,694百万円（前期比69.9%増）となりました。これは、定期預金の預入による支出1,910百万円、定期預金の払戻による収入2,710百万円、有形固定資産の取得による支出6,738百万円などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローで増加した資金は2,512百万円（前年同期は1,027百万円の支出）となりました。これは、新株予約権の行使による自己株式の処分による収入2,342百万円などによるものです。

③ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
アスファルト応用加工製品事業	17,653	2.6
合計	17,653	2.6

- (注) 1 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 道路舗装事業、その他については、生産実績を定義することが困難であるため記載しておりません。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	商品仕入高(百万円)	前期比(%)
アスファルト応用加工製品事業	3,522	7.0
合計	3,522	7.0

- (注) 1 金額は仕入価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 道路舗装事業、その他には、商品仕入実績はないため記載しておりません。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
アスファルト応用加工製品事業	20,742	0.7	350	19.9
道路舗装事業	55,270	9.7	9,005	2.9
合計	76,012	7.1	9,355	3.4

- (注) 1 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 その他には、受注実績がないため記載しておりません。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
アスファルト応用加工製品事業	20,583	0.4
道路舗装事業	50,585	10.1
その他	302	1.0
合計	71,471	7.1

- (注) 1 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは「第2[事業の状況]2[事業等のリスク]」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制等、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に影響を与える可能性があるとして認識しております。そのため、当社グループは常に業界動向に留意しつつ、優秀な人材を確保し顧客のニーズに合った製品・工法を提供していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「第2[事業の状況]3[経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析](1)経営成績等の状況の概要①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、「第2[事業の状況]3[経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析](1)経営成績等の状況の概要①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性について、当社グループは、従来から製品売上・工事売上等の営業活動により多くのキャッシュ・フローを得ており、現在及び将来にわたって必要な営業活動及び債務の返済などに備えるために、自己資金のほか金融機関からの借入及びエクイティ・ファイナンス等を活用し資金調達を図っております。当社は、国内金融機関からの借入について相対での借入枠を確保しており、コミットメントラインを設定し、長期・短期のバランスを考慮して安定的に資金調達しております。当社グループは連結経営強化のため、財務機能の一元化による資金効率の向上と金融費用の削減を目的として、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。

事業活動にかかる運転資金は、営業活動で獲得した資金を主な財源としておりますが、事業運営上必要な流動性を確保することに努め、機動的かつ効率的に使用することで金融負債の極小化を図っております。今後の投資については茨城県つくばみらい市における先進的で環境配慮型の生産・物流基地及び工事・調査センター機能を有する新規拠点の建設並びに既存拠点の整備・拡充、ICT関連とDXの推進等を進める方針であります。これら投資資金については自己資金及び金融機関からの借入により調達する予定であります。当連結会計年度においては、第1回新株予約権を30,000個（3,000,000株）発行し、当連結会計年度末における行使状況は、16,000個（1,600,000株）が行使され、調達金額は2,342百万円でありました。調達した資金は、つくばみらい市における工場等建設用地取得に係る借入金の返済及び既存拠点の整備・拡充のための費用に充当いたしました。

本新株予約権の残存分につきましては、当連結会計年度の業績が好調に推移し一定程度の財務基盤の拡充ができたこと、また、来期以降に必要な資金につきましてもキャッシュ・フローの改善等により賄える見通しであることから、2021年6月7日に残存する本新株予約権の全部を取得及び消却いたしました。なお、本新株予約権の消却日までに行使された累計個数は18,973個（1,897,300株）であり、調達資金の累計は2,767百万円でありま

す。今後とも入出金の厳格な管理により「営業活動によるキャッシュ・フロー」の拡大を実現し、財務体質の向上に努めていく所存であります。

③ 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績を勘案し合理的に判断しておりますが、実績の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。この連結財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発活動は、「創造性と独自性に富んだ製品・工法の開発」を基本とし、ESGおよびSDGsの観点から、特に社会的要請が高い、「国土強靱化」、「長寿命化・高性能化」、「防災・安全」、「コスト削減と道路資産の効率的保全」、「環境負荷低減」をキーワードに製品・工法の開発を進めております。

当連結会計年度において当社グループが支出した研究開発費の総額は787百万円ですが、当社における研究開発は各事業に共通するものであり、セグメント別に区分することが困難であります。

各事業分野の研究開発活動は次のとおりであります。

(1) アスファルト応用加工製品事業

アスファルト応用加工製品事業では、高性能、安全および予防保全等を念頭に製品開発を行っております。昨今では、老朽化が進行し、メンテナンスが必要とされる膨大な舗装ストックに対して長寿命化に貢献できる「高性能」な改質アスファルトや、路面性能の回復を図るオールシーズン施工可能な表面処理材料を開発いたしました。さらに災害時に広域運搬・供給が可能となる施工性改善型の特殊改質アスファルトを開発し販売を始めました。

また、橋梁の大規模修繕の時代をむかえ、新舗装系防水材および工法を開発し、そこに用いる特殊改質アスファルトおよび止水材などが現場に適用され始めました。

(2) 道路舗装事業

道路舗装事業では、ICT等を活用した現場での施工および管理の生産性向上の取り組みなど、小規模から大規模補修にわたる様々な工法を整備し、環境負荷低減など幅広く顧客のニーズに応えられるよう研究開発を行っております。

また、限られた予算の中でいかに効率よく、経済的に道路を保全していくかが重要なテーマとなっている昨今、道路を資産として捉えた管理手法が求められる中、ライフサイクルコストの削減に寄与する、改質アスファルト乳剤を用いた新たな舗装延命化工法、環境負荷低減を目指した常温舗装工法やリサイクル工法、「橋梁の長寿命化」に寄与する高耐久型の床版防水工法などの開発を行っています。

また、当社グループは、「調査・診断、設計、施工および管理」の道路に関する行為を一連の流れとして捉え、システム化と運用効果の最大化に取り組んでおります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、成長が期待できる製品分野に重点を置き、合わせて省力化、合理化および製品の品質向上のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資の総額は7,539百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) アスファルト応用加工製品事業

関東支店におけるアスファルト乳剤および改質アスファルト生産拠点の整備に伴う土地の購入ならびに東北支店他におけるディストリビューター等の営業器材の増設など6,245百万円の設備投資を実施いたしました。

(2) 道路舗装事業

施工品質の向上を目的に舗装施工機械、路面測定関連機械および車輛運搬具に910百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) その他

該当事項はありません。

(4) 全社共通

技術研究所他での設備更新等に383百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
本社 (東京都千代田区)	全社統括業務	統括業務 施設	16	34	18 (473)	143	78	291	65
技術研究所 (栃木県下野市)	全社統括業務	研究設備	1,266	197	— (—)	0	180	1,644	41
本社・道路エンジ ニアリング部 (埼玉県越谷市)	道路舗装事業	路面測定 関連機械 等	2	75	— (—)	—	87	165	20
東北支店・仙台工 場 (宮城県仙台市宮 城野区)	アスファルト 応用加工製品 事業	生産設備	256	76	435 (12,853)	0	6	774	15
関東支店・小山工 場 (栃木県下野市)	アスファルト 応用加工製品 事業	生産設備	358	132	5,637 (182,834)	—	12	6,140	39
千葉営業所・工場 (千葉県千葉市中 央区)	アスファルト 応用加工製品 事業	生産設備	146	132	— (—)	138	3	420	14
愛知工場 (愛知県稲沢市)	アスファルト 応用加工製品 事業	生産設備	41	55	187 (3,755)	—	9	293	7
大分営業所・工場 (大分県大分市)	アスファルト 応用加工製品 事業	生産設備	83	139	358 (10,381)	0	1	583	5
山口営業所 (山口県防府市)	その他	事務所・ 賃貸用倉 庫	639	11	42 (57,439)	—	0	693	1
東京営業所 (東京都荒川区)	その他	事務所・ 賃貸用マ ンション	634	—	77 (3,257)	—	2	715	3

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定を含んでおりません。
 なお、金額には消費税等は含まれておりません。
 2 提出会社の各事業所には、日瀝道路(株)他連結子会社に貸与中の土地、建物を含んでおります。
 3 上記の他、連結会社以外の者から賃借している設備の内容は次のとおりであります。

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(百万円)
千葉営業所・工場	アスファルト応用加工製品事業	土地	23

- 4 主要な設備のうち、連結会社以外の者へ賃貸している主要な設備の内容は次のとおりであります。

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	年間賃貸料(百万円)
山口営業所	その他	賃貸用倉庫	121
東京営業所	その他	賃貸用マンション	116

- 5 現在休止中の主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
北海道 ニチレキ 工事(株)	本社 (北海道札幌 市白石区)	道路舗装 事業	舗装施工機 械等	28	48	182 (3,430)	—	4	263	19
東北ニ チレキ 工事(株)	本社 (宮城県仙台 市若林区)	道路舗装 事業	舗装施工機 械等	22	81	49 (2,814)	0	2	156	29
日瀝道 路(株)	本社 (東京都千代 田区)	道路舗装 事業	舗装施工機 械等	52	131	— (—)	0	11	196	47
近畿ニ チレキ 工事(株)	本社 (滋賀県守山 市)	道路舗装 事業	舗装施工機 械等	38	46	49 (2,656)	—	1	135	19
朝日工 業(株)	本社 (大分県大分 市)	道路舗装 事業	舗装施工機 械等	88	89	269 (288,914)	0	4	451	46
ライン ファル ト工業 (株)	本社 (大阪府堺市)	道路舗装 事業	道路標示・ 区画線施工 機械等	68	22	394 (1,001)	—	8	492	34

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定を含んでおりません。
 なお、金額には消費税等は含まれておりません。
 2 主要な設備のうち、連結会社以外の者から賃借している設備はありません。
 3 朝日工業(株)の主要な設備には、連結会社以外の者へ貸与中の土地、建物を含んでおります。
 4 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	本社・道路 エンジニア リング部 (埼玉県越 谷市)	道路舗装 事業	路面測定関 連機械等	165	16	自己資金	2020年12月	2022年3月	品質向上を 図るため能 力の増加は ない
提出 会社	技術研究所 (栃木県下 野市)	全社統括 業務	試験機他	61	—	自己資金	2021年4月	2022年3月	品質向上を 図るため能 力の増加は ない
提出 会社	関東支店他 (栃木県下 野市他)	アスファ ルト応用 加工製品 事業	生産設備	298	—	自己資金	2021年4月	2022年3月	品質向上を 図るため能 力の増加は ない
日瀝 道路 (株)他	本社(東京 都千代田 区他)	道路舗装 事業	舗装施工機 械等	940	105	自己資金	2021年4月	2022年3月	品質向上を 図るため能 力の増加は ない

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

既存設備の更新による除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	31,685,955	31,685,955	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	31,685,955	31,685,955	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当連結会計年度において発行した新株予約権は以下のとおりであります。

行使価額修正条項付第1回新株予約権 (2020年12月1日発行)	
決議年月日	2020年11月12日
新株予約権の数(個)※	14,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 1,400,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	行使価額 1,502(注)4
新株予約権の行使期間※	2020年12月2日～2023年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	(注)6
新株予約権の行使の条件※	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注)9
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 当事業年度末(2021年3月31日)における内容を記載しております。2021年5月24日開催の取締役会において、本新株予約権の一部を取得及び消却することを決議し、2021年6月7日に本新株予約権の取得及び消却を実施いたしました。

(注) 1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株、交付株式数「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」第(1)項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」第(1)項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権の行使による資金調達の額は増加又は減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、2020年12月2日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に第(2)項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：本新株予約権の行使価額の下限(下限行使価額)は、2020年11月12日(以下「発行決議日」という。)の東証終値の70%に相当する1,274円である(「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」第(3)項を参照)。
- (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株(発行決議日現在の発行済株式数に対する割合は9.47%)、交付株式数は100株で確定している。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(第(4)項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：3,849,300,000円(ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、「(注)8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照)。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は3,000,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100株とする。)。ただし、第(2)項乃至第(5)項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」第(4)項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」第(4)項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- (3) 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」第(4)項第2号、第4号及び第5号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額」第(4)項第2号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 行使価額は、1,502円とする。ただし、行使価額は、第(3)項又は第(4)項に従い、修正又は調整されることがある。

(3) 行使価額の修正

1) 2020年12月2日以降、各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が1,274円(ただし、第(4)項第1)号乃至第5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は払込みの際に本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

(4) 行使価額の調整

1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 時価(本項第3)号②に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第3)号⑤に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを

適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第3）号⑥に定義する。以下同じ。）が、（i）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第3）号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第4）号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

（i）当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ii）当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記（i）による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整後行使価額}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- 3) ① 価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- ②行使価額調整式及び本項第2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第2)号⑥の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式及び本項第2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第2)号又は第4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- ⑤本項第2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第2)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- ⑥本項第2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)(本項第2)号④においては)当該行使価額の調整前に、本項第2)号又は第4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第2)号⑤においては)当該行使価額の調整前に、本項第2)号又は第4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- 4)本項第2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第(3)項第1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

6)本項第1)号乃至第5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金5,487,300,000円

〔注〕4. 新株予約権の行使時の払込金額〕第(3)項又は第(4)項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 第(1)項及び第(2)項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

9. 新株予約権の譲渡に関する事項

〔注〕13. その他投資者の保護を図るため必要な事項〕に記載のとおり、所有者は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある旨が、当社と所有者との間の買取契約において規定されている。

10. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

本新株予約権に関して、当社は、所有者との間で、下記の内容について合意している。

<所有者による行使制限措置>

- (1) 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を所有者に行わない。
- (2) 所有者は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

11. 当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決めの内容

本新株予約権に関して、所有者は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社株式の貸株を使用し、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の貸株は使用しない。

12. 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、歴朋会は、その保有する当社株式について所有者への貸株を行う。

13. その他投資者の保護を図るため必要な事項

所有者は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、所有者は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で「(注)10. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容」第(1)項及び第(2)項の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとする。ただし、所有者が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第4四半期会計期間 (2021年1月1日から 2021年3月31日まで)	第77期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	10,900	16,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,090,000	1,600,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	1,442	1,464
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	1,571	2,342
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	16,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	1,600,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	1,464
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	2,342

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
1991年8月1日	5,280,992	31,685,955	1,599	2,919	1,599	2,017

(注) 有償

株主割当(1:0.2)	5,209,598株
発行価額	600円
資本組入額	300円
失権株等一般募集	71,394株
発行価額	1,024円
資本組入額	512円

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	29	29	69	145	5	2,956	3,233	—
所有株式数 (単元)	0	96,205	5,076	57,974	69,135	8	88,292	316,690	16,955
所有株式数 の割合(%)	0	30.38	1.60	18.31	21.83	0	27.88	100.00	—

(注) 自己株式1,414,587株は「個人その他」に14,145単元および「単元未満株式の状況」に87株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,151	7.11
ニチレキ取引先持株会	東京都千代田区九段北四丁目3番29号	1,302	4.30
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,172	3.87
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,108	3.66
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,100	3.63
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	852	2.82
公益財団法人池田20世紀美術館	静岡県伊東市十足614	630	2.08
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	529	1.75
ニチレキ従業員持株会	東京都千代田区九段北四丁目3番29号	527	1.74
株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・鹿島道路株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	524	1.73
計	—	9,898	32.70

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式1,414千株があります

2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2,151千株

株式会社日本カストディ銀行 1,172千株

株式会社日本カストディ銀行 524千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,414,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,254,500	302,545	—
単元未満株式	普通株式 16,955	—	—
発行済株式総数	31,685,955	—	—
総株主の議決権	—	302,545	—

(注) 単元未満株式の欄には、当社所有の自己株式が87株含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ニチレキ(株)	東京都千代田区九段北四 丁目3番29号	1,414,500	—	1,414,500	4.46
計	—	1,414,500	—	1,414,500	4.46

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	384	594,532
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には2021年6月1日からこの2021年6月30日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	1,600,000	676,800,000	297,300	125,757,900
保有自己株式数	1,414,587	—	1,117,287	—

(注) 当期間における取得自己株式には2021年6月1日からこの2021年6月30日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、経営基盤の強化を図りつつ安定的な配当を継続することを基本としております。

2021年3月期の期末配当金につきましては、1株当たり38円の配当としております。

内部留保金につきましては、企業体質の充実強化と今後の事業展開への投資資金等に活用し、一層の業績向上を図り、長期安定的な経営基盤の確立に努める所存であります。

なお、当社の剰余金の配当は、期末日を基準とした年1回の配当を基本とし、配当の決定機関は、株主総会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2021年6月29日 定時株主総会決議	1,150	38

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- a. 当社グループは、『「道」創りを通して社会に貢献するため、
- ・優れた機能とコストを満足する道路舗装材料ならびに工法の提供
 - ・国民の共有資産である「道」をいつも見守る高度なコンサルティング
 - ・顧客から信頼される施工技術

これらを完全に一体化し、株主をはじめ幅広い顧客の皆様から信頼される「道」創りになくてはならない収益性に優れた企業グループであり続けるとともに、社員一人ひとりが能力を発揮でき、働きがいのあるグループであること』を経営理念としております。

また、当社グループの経営の根幹には、「種を播き、水をやり、花を咲かせて実らせる」という『種播き精神』が生きています。たゆみない努力の積み重ねによって絶えず新しい仕事を創造していくことは、当社グループの企業文化そのものであるとともに、グループ一人ひとりの行動の指針となっています。当社グループでは、『種播き精神』と経営理念をあわせて”企業理念”と位置づけております。

- b. 当社では、すべての経営計画は上記の企業理念を基本として遂行されております。そのため、当社は、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整え、不断に点検を行って充実を図ることで、経営の健全性、透明性と効率性を追求してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

- a. 当社においては、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役によって構成される取締役会が、迅速かつ的確な意思決定と取締役の職務執行の監督を行うとともに、監査役が公正かつ客観的な独立の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の監視機能を十分働かせる体制が、経営の健全性と効率性を高め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

- b. 現在、当社の取締役会は、8名の業務執行取締役に加え、業務執行には携わらない4名の社外取締役と4名の監査役（内、社外監査役2名）が出席する構成とし、経営の健全性を確保しております。このうち、社外取締役は取締役の3分の1以上を確保するとともに、会社経営全般にわたって高い知見と幅広い見識を有しており、取締役会における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実を図っております。また、監査役については、当社業務に精通した常勤監査役と各専門分野における豊富な経験と高い識見を有する社外監査役が、当社の会計監査人（監査法人）と内部統制・内部監査の担当部署である監査室と連携を図りながら、取締役や執行役員等の職務執行状況のほか会社の財産の状況等を厳正に監査しております。

社外役員については女性役員の比率向上に努めており、現在、社外取締役4名のうち2名が、また社外監査役2名のうち1名が女性役員となっております。

当社は、社外取締役と社外監査役が必要な情報を得てその役割を果たすことができるよう、社外役員に対する情報提供等の支援体制を整えるとともに、適宜代表取締役等と会合を持ち、経営課題の共有化や意見交換を行える体制をとっております。

c. 取締役会は、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項、法令に定める事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。取締役会に上程される事項は、原則として経営戦略会議で事前に審議される体制となっております。当社では経営の効率性を高めるため執行役員制度を導入しております。また、取締役については、その経営責任を明確にし、経営環境の変化に機動的に対応できる体制を構築するため、任期を1年としております。

d. 当社は、各ステークホルダーに当社グループの経営状況を正しく理解していただくため、経営の透明性を高め、適時適切な情報開示を行うとともに、財務・非財務情報について、わかりやすく、正確に開示するよう努めております。

e. 当社は、法令等を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、内部統制システムを整備し適切に運用するとともに、その継続的改善に努めております。また、内部通報制度については、相談・通報窓口として「ホットライン」を開設し、当社グループの役員および社員から直接、相談・通報を受け付ける体制をとっております。

③ 企業統治に関するその他の事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（内部統制システムの基本方針）は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程その他の社内規程に従い、適切に保存および管理を行うものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険については、グループ経営管理として、リスク管理に関する諸規程を整備するとともに、当社の担当責任部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、社長は速やかに対策責任者となる取締役を任命し、グループ全社に示達するものとする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告することとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ経営計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の経営目標および予算配分等を含め、グループの協力体制の推進および業務の効率的な遂行管理を行うものとする。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に経営戦略会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、適時的確に行われることとする。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、担当取締役を任命し、当社グループのコンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス部を設置するとともに、社内規程およびコンプライアンス・マニュアルを作成して、グループ全社にコンプライアンス・ルールの周知徹底を図ることとする。また、相談・通報窓口として当社グループのネットワークに「ホットライン」を開設して、当社グループの社員から直接、コンプライアンスに係る報告・相談や意見・提案を受け付けることとする。

取締役は、当社グループにおいて、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

監査役は、当社グループのコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

内部監査については、監査室を設置し、当社グループについて、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、課題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、監査室は、必要に応じ、監査役および会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。

経営に係る法律上の諸問題については、顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社全てに共通するグループ経営理念を定め、これを基礎として、グループ運営体制を整備するとともに、グループ会社においては、当社グループとして統一化された社内諸規程を定めるものとする。

グループ会社は、業務執行に係る重要事項について当社に協議、報告等を行うものとする。当社は、グループ経営管理体制を構築し、グループ会社に対して監査、経営指導を行うものとする。

当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、若しくはその他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、監査室または法務・コンプライアンス部に報告するものとする。監査室または法務・コンプライアンス部は直ちに監査役に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門である監査室および会計監査人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、また監査役の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査役の判断で実施可能な体制にある。このため、監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとする。

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から指示を受けた業務については、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。

監査役の職務を補助すべき使用人の人事等については、事前に監査役と協議するものとする。

7. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、その他の重要な会議に出席することができるとともに、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことができることとする。取締役および使用人は、重要な会議の開催予定を監査役に報告するものとする。

当社グループの取締役および使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムを構築して、その適正な整備および運用を行っていくものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

1. 情報の保存および管理体制

取締役会議事録や経営戦略会議議事録については、正確に記録・作成し、情報の保存および管理を適切に行っております。

2. リスク管理体制

財務、法務、災害等のリスクマネジメント状況については、関連規程に基づき社長および取締役会への報告を行っております。

3. 効率的な職務執行体制

当期は取締役会を15回、経営戦略会議を21回開催し、重要事項について審議・決定したほか、各部門を担当する取締役等から業務執行について報告を受けております。

4. コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアルの整備・充実を図り、それをを用いたコンプライアンス研修を当社およびグループ会社の社員に対し実施しております。また、研修プログラムも適宜見直しを行うなど、内部統制の観点からコンプライアンス・ルールの周知徹底に取り組んでおります。

5. グループ管理体制

グループ経営管理規程に基づき、グループ会社に対し監査、経営指導を行っております。重要事項についてはグループ会社から報告を受け、または協議により事前承認を行っております。

6. 監査役監査体制

監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人および内部監査部門である監査室から監査状況を聴取しております。

社外監査役を含め、監査役は、全ての取締役会に出席し、経営会議にも出席しております。また、常勤監査役は全ての経営戦略会議に出席しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金、争訟費用および損害賠償請求への初期対応費用を当該保険契約により補償することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社のすべてのグループ会社のすべての取締役、監査役、執行役員、管理職従業員および外部法人への派遣役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性13名 女性3名 (役員のうち女性の比率18.75%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	小幡 学	1956年12月25日生	1982年4月 2005年6月 2011年6月 2013年6月 2015年6月 2020年6月	当社入社 執行役員 上席執行役員 取締役常務執行役員 代表取締役社長執行役員社長 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	22,735
代表取締役副社長	高橋保守	1951年11月23日生	2003年5月 2003年6月 2007年6月 2008年6月 2013年6月 2017年6月 2020年6月	当社入社顧問 取締役 取締役上席執行役員 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員 代表取締役執行役員副社長 代表取締役副社長 (現任)	(注) 3	33,624
専務取締役	川口裕司	1958年3月16日生	1980年4月 2007年6月 2011年6月 2013年6月 2018年6月 2020年6月	当社入社 執行役員 取締役上席執行役員 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員 専務取締役 (現任)	(注) 3	13,931
常務取締役	羽入昭吉	1958年10月9日生	1982年4月 2011年6月 2013年6月 2015年6月 2020年6月	当社入社 執行役員 取締役上席執行役員 取締役常務執行役員 常務取締役 (現任)	(注) 3	12,890
常務取締役	江里勝美	1958年4月14日生	1981年9月 2010年6月 2013年6月 2015年6月 2020年6月	当社入社 執行役員 上席執行役員 取締役常務執行役員 常務取締役 (現任)	(注) 3	16,595
常務取締役	根本清一	1958年9月7日生	1982年4月 2011年6月 2013年6月 2017年6月 2020年6月 2021年6月	当社入社 執行役員 上席執行役員 取締役上席執行役員 取締役 常務取締役 (現任)	(注) 3	9,023
取締役	長澤 勇	1959年7月28日生	1983年4月 2015年4月 2017年6月 2020年6月	当社入社 執行役員 取締役上席執行役員 取締役 (現任)	(注) 3	16,642

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	山本 淳	1966年7月31日生	2020年3月 2020年4月 2021年6月	当社入社 上席執行役員 取締役（現任）	(注) 3	947
取締役	小林 修	1956年5月20日生	1983年3月 1983年6月 1996年8月 2004年6月 2015年6月	公認会計士開業登録 税理士開業登録 小林会計事務所所長（現任） 当社監査役 当社取締役（現任）	(注) 3	33,000
取締役	渋村晴子	1964年12月6日生	1994年4月 1994年4月 1999年4月 2015年6月 2019年6月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 本間合同法律事務所入所 同パートナー弁護士（現任） 当社監査役 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	城處琢也	1974年9月23日生	2001年4月 2001年4月 2011年4月 2019年6月 2021年6月	弁護士登録（東京弁護士会） 奥野総合法律事務所・外国法共 同事業入所 同パートナー弁護士（現任） 当社監査役 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	福田美詠子	1965年4月1日生	2001年4月 2019年11月 2021年4月 2021年6月	中小企業診断士登録（東京都中小 企業診断士中央支部） 日本インフォメーション(株)執行 役員・NIマーケティング研究所 所長 福目総合研究所所長（現任） 当社取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	野原正昭	1961年4月24日生	1985年4月 2014年4月 2018年4月 2019年6月	当社入社 総務部長 執行役員 常勤監査役（現任）	(注) 4	14,330
監査役	蟹谷 勉	1963年9月1日生	1996年8月 2000年5月 2000年5月 2019年6月	中村宣税理士事務所入所 税理士開業登録 蟹谷勉税理士事務所所長（現任） 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	形岡昭彦	1959年5月10日生	1982年4月 2011年4月 2013年4月 2018年4月 2018年6月	当社入社 総務部長 四国支店長 執行役員 監査役（現任）	(注) 5	7,017

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	川手典子	1976年2月22日生	2001年7月	公認会計士登録	(注) 6	—
			2004年11月	税理士登録		
			2008年2月	クレアコンサルティング㈱代表取締役(現任)		
			2011年5月	いちごグループホールディングス㈱(現いちご㈱) 社外取締役(現任)		
			2015年2月	キャストグローバルグループ パートナー(現任)		
			2021年6月	当社監査役(現任)		
計						180,734

(注) 1 取締役 小林 修、洪村 晴子、城處 琢也、福田 美詠子の各氏は、社外取締役であります。

2 監査役 蟹谷 勉、川手 典子の両氏は、社外監査役であります。

3 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

7 当社の執行役員は次のとおりであります。

職名	氏名	担当業務
上席執行役員	寺田 実	安全品質環境部長兼物流企画室長
上席執行役員	戸塚浩行	北日本統括マネージャー兼東北エリアマネージャー兼東北支店長
上席執行役員	吉田 努	中日本統括マネージャー兼中部エリアマネージャー兼中部支店長
上席執行役員	近藤成則	道路エンジニアリング部長兼デジタル改革推進室長
上席執行役員	伊藤達也	企画本部副本部長兼経営企画部長兼人事企画部長
上席執行役員	河野昌宏	事業本部副本部長兼事業推進部長兼橋梁マネジメント室長
上席執行役員	井上佳紀	技術開発本部副本部長兼生産部長兼海外生産統括室長
上席執行役員	長坂義之	事業本部副本部長兼工事統括部長兼安全品質環境部部長
執行役員	佐藤浩二	監査室長
執行役員	齊藤 誠	管理本部副本部長兼総務部長兼情報システム室長
執行役員	軽部純之	東京支店長
執行役員	金谷俊幸	北海道エリアマネージャー兼北海道支店長
執行役員	後藤武士	管理本部副本部長兼財務経理部長
執行役員	米谷博之	中国エリアマネージャー兼四国エリアマネージャー兼中国支店長
執行役員	秦 浩二	関西エリアマネージャー兼関西支店長

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しております。

また、当社は、社外取締役および社外監査役全員について、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

社外取締役小林 修氏は、公認会計士および税理士として企業会計、税務に精通しており、その経験と高い見識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行しております。

社外取締役洪村 晴子氏は、弁護士として会社法務に携わり、コンプライアンスやリスク管理に精通しており、その経験と高い見識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行しております。

新任社外取締役城處 琢也氏は、弁護士として会社再建や企業法務に係る豊富な経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その経験と高い見識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待しております。

新任社外取締役福田 美詠子氏は、企業経営およびマーケティング部門に携わった豊富な経験と専門知識を有し、特に経営コンサルタントとして市場調査・分析・戦略策定に高い専門性を有しており、その経験と高い見識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待しております。

社外監査役蟹谷 勉氏は、税理士として税務をはじめとした会社経営に関する専門的知識を有しており、その経験と高い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。

新任社外監査役川手 典子氏は、公認会計士および税理士として企業会計、税務に精通しており、その経験と高い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

現在、当社の取締役会は、8名の業務執行取締役に加え、業務執行には携わらない4名の社外取締役と4名の監査役（内、社外監査役2名）が出席する構成とし、経営の健全性を確保しております。このうち、社外取締役には、会社経営全般にわたって高い知見と幅広い見識を有する4名を配置することで、取締役会における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実を図っております。また、監査役については、当社業務に精通した常勤監査役と各専門分野における豊富な経験と高い識見を有する社外監査役が、当社の会計監査人（監査法人）と内部統制・内部監査の担当部署である監査室と連携を図りながら、取締役や執行役員等の職務執行状況のほか会社の財産の状況等を厳正に監査しております。

当社は、社外取締役と社外監査役が必要な情報を得てその役割を果たすことができるよう、社外役員に対する情報提供等の支援体制を整えるとともに、適宜代表取締役等と会合を持ち、経営課題の共有化や意見交換を行える体制をとっております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は監査役4名であり、うち2名が社外監査役であります。当事業年度において、当社は監査役会を月1回開催しております。監査役会における主な検討事項としては、以下のとおりです。

- ・ 監査方針、監査計画および職務分担について
- ・ 取締役会、経営戦略会議等、重要な会議の議案、決議内容の確認
- ・ 本社、事業所およびグループ会社における業務・財産状況等の確認
- ・ 会計監査人に関する評価

また、各監査役の経歴等および監査役会への出席状況は下表のとおりです。

役職名	氏名	経歴等	当事業年度の 監査役会 出席状況
常勤監査役	野原 正昭	当社の営業関連・海外事業・経営企画業務のほか、総務・人事等の管理部門の責任者を務めた経験から、当社職務に精通しております。	13/13回
監査役	形岡 昭彦	当社グループの管理・運営に携わり、総務・人事等の管理業務のほか、支店およびグループ会社の経営トップも務めた経験から、当社グループの管理業務全般に精通しております。	13/13回
独立社外監査役	蟹谷 勉	税理士として、税務をはじめとした会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。	13/13回
独立社外監査役	城處 琢也	弁護士として会社再建や企業法務に係る豊富な経験と実績、および会社経営に関する相当程度の知見を有しております。	13/13回

取締役会、経営会議には全監査役が出席するほか、経営戦略会議、その他主要会議には常勤監査役および社外監査役以外の監査役が出席するとともに、重要な決議書類の閲覧、業務・財産の状況の調査等を通じて、厳正な監査を実施しております。

常勤監査役は、出席した主要会議の内容や、業務・財産の状況の調査結果を取りまとめ独立社外監査役に説明するなど、その職務遂行上収集した情報を適時に共有しております。当事業年度における事業所およびグループ会社への監査は3エリア、19か所（35事業所）であります。

独立社外監査役は、それぞれの専門的知識や経験を活かす形で、常勤監査役とともに、一部エリアへの監査も行いました。また、監査役は社外取締役および会計監査人との情報交換会も行っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、監査室が業務ラインから独立した立場で、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価し、その結果について経営者および監査役等に報告するとともに、被監査部署に対しては、課題解決のための助言・指導・是正勧告を行っております。また、監査室は、必要に応じその都度、監査役および会計監査人と情報交換、意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

(監査法人の名称)

監査法人日本橋事務所

(継続監査期間)

1969年以降

(業務を執行した公認会計士)

業務を執行した公認会計士の氏名	所属監査法人
千葉 茂寛	監査法人日本橋事務所
高橋 秀和	

(監査業務に係る補助者の構成)

監査業務に係る補助者の構成	人数(名)
公認会計士	1
その他	6

(注) その他は、公認会計士試験合格者等であります。

(監査法人の選定方針と理由)

監査役会は、会計監査人(監査法人日本橋事務所)が品質管理体制、独立性、専門性を適切に具備し、当社に対して適正な監査を行う体制を有していることなどを総合的に勘案した結果、適任と判断しました。

④ 監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	26	1	27	—
連結子会社	—	—	—	—
計	26	1	27	—

当社における非監査業務の内容は、財務に関する調査業務であります。

(監査報酬の決定方針)

該当事項はありませんが、規模、業務、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

(監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由)

監査役会は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において「取締役報酬基本方針」を定めております。この方針のもと、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月額報酬と賞与により構成しております。月額報酬は基本報酬と業績報酬からなり、基本報酬は役位ごとの役割や責任の大きさに基づいて支給する固定報酬であり、業績報酬は財務業績および非財務業績の個人別評価により変動する報酬です。賞与は、毎期の業績に応じて支給される業績連動の報酬です。固定報酬と業績連動報酬（月額業績報酬＋賞与）の構成割合は、おおむね「固定報酬：業績連動報酬＝55～50%：45～50%」の水準にあります。

また、中期経営計画の推進と中長期的な企業価値の向上を常に意識した経営を行う観点から、役位ごとに月額報酬の一定額以上を抛出し役員持株会を通して自社株式を購入することを義務づけ、購入した株式のすべてを在任期間中、保有することとしております。

社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、固定報酬のみで構成しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性・客観性を確保するために取締役会の諮問機関である指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定しております。指名報酬委員会は独立社外取締役が過半数を占めており、委員長には独立社外取締役が就いております。指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。なお、指名報酬委員会は本答申にあたり、2021年2月、4月に開催され、全委員が出席して審議を行い決定しております。

監査役の報酬については、常勤・非常勤別の職務内容を勘案して、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、社外取締役と同様に独立性の確保の観点から、固定報酬のみで構成しております。

なお、株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額400百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）であり、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結売上高、連結営業利益および連結経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、当社経営計画の推進にあたってグループ全体の業績目標達成度を評価するうえで指標としていることによるものです。

業績連動報酬等の算定方法については、役位別の基準額を設定し、連結経常利益を軸とした業績指標の目標達成度に応じて上下する方法を採用しており、これに個人別貢献度等を反映させることで総合的に評価しております。

当期における当該業績指標の目標は、連結売上高63,000百万円、連結営業利益6,000百万円、連結経常利益6,200百万円であり、実績はそれぞれ71,471百万円、9,140百万円、9,574百万円でした。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 （社外取締役を除く）	250	122	128	7
監査役 （社外監査役を除く）	26	26	—	2
社外役員	21	21	—	4

（注）1 上記のほか使用人兼務取締役（2名）に対する使用人給与（賞与含む。）は25百万円であります。

④ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、政策保有株式の保有については、取引関係の維持・強化が主な目的であり、中長期的な観点から保有を継続するか判断し対処することしております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会では毎年、個別の政策保有株式についてその保有に伴う便益やリスク、取引状況、将来の見通し等を報告し、中長期的な保有の意義を確認しております。

政策保有株式の議決権の行使については、当該企業の企業価値向上につながるか、当社の株式保有の意義が損なわれることはないかを精査し判断のうえ、行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	22
非上場株式以外の株式	16	4,262

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	1	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	160
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
みずほリース(株)	233,000	233,000	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	774	490		
前田道路(株)	355,560	354,751	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注) (株式が増加した理由)取引先持株会を通じた株式の取得	有
	761	716		
鹿島建設(株)	468,000	468,000	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	735	519		
(株)横河ブリッジ ホールディングス	157,000	157,000	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	322	308		
(株)福田組	49,400	49,400	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	261	208		
(株)NIPPON	81,000	81,000	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	244	192		
野村ホールディングス(株)	387,298	387,298	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	225	177		
日本道路(株)	24,465	24,465	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	201	168		
酒井重工業(株)	81,600	81,600	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	183	197		
三井住友トラスト ホールディングス(株)	47,144	47,144	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	181	147		
(株)三菱UFJフィ ナンシャルグル ープ	233,050	233,050	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	137	93		
金下建設(株)	30,800	30,800	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	109	129		
(株)みずほフィ ナンシャルグル ープ	47,166	471,660	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	75	58		
(株)三井住友フィ ナンシャルグル ープ	9,905	9,905	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	39	25		
(株)佐藤渡辺	2,000	2,000	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	無
	6	3		
第一生命ホール ディングス(株)	1,300	1,300	(保有目的)取引関係の維持・発展 (定量的な保有効果) (注)	有
	2	1		

(株)みずほフィナンシャルグループは、2020年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

(注) 当社は特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、個別の政策保有株式についてその保有に伴う便益やリスク、取引状況、将来の見通し等を総合的に勘案し検証しており、全ての銘柄において保有の合理性があると判断しております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	1	0

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	0	0	—

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人日本橋事務所により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構の主催する研修会へ参加するなど、連結財務諸表等の適正性を確保するための取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,891	25,920
受取手形及び売掛金	20,024	20,305
電子記録債権	3,328	2,922
商品及び製品	1,049	1,101
未成工事支出金	287	328
原材料及び貯蔵品	735	730
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	77	67
デリバティブ債権	—	458
その他	453	320
貸倒引当金	△10	△79
流動資産合計	45,836	52,076
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,825	14,282
減価償却累計額	△7,779	△8,158
建物及び構築物（純額）	6,045	6,123
機械装置及び運搬具	23,647	24,540
減価償却累計額	△20,552	△21,249
機械装置及び運搬具（純額）	3,095	3,291
土地	5,496	10,541
リース資産	520	604
減価償却累計額	△219	△308
リース資産（純額）	300	295
建設仮勘定	129	293
その他	2,668	2,832
減価償却累計額	△2,118	△2,241
その他（純額）	549	591
有形固定資産合計	15,617	21,136
無形固定資産		
その他	726	728
無形固定資産合計	726	728
投資その他の資産		
投資有価証券	4,514	5,143
関係会社出資金	657	671
関係会社長期貸付金	673	490
繰延税金資産	562	408
長期預金	2,820	1,920
その他	※2 544	※2 593
貸倒引当金	△446	△438
投資損失引当金	△20	—
投資その他の資産合計	9,306	8,791
固定資産合計	25,650	30,656
資産合計	71,487	82,732

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,402	8,761
電子記録債務	992	1,485
短期借入金	※1 700	※1 1,900
リース債務	74	92
未払金	1,762	1,438
未払法人税等	1,541	2,022
デリバティブ債務	144	—
賞与引当金	1,006	961
役員賞与引当金	110	141
その他の引当金	58	57
その他	1,747	2,067
流動負債合計	16,542	18,926
固定負債		
長期末払金	5	5
リース債務	253	230
長期預り金	48	48
繰延税金負債	68	533
環境対策引当金	—	287
退職給付に係る負債	1,607	557
資産除去債務	133	133
固定負債合計	2,117	1,796
負債合計	18,659	20,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,919	2,919
資本剰余金	2,017	3,430
利益剰余金	48,191	53,574
自己株式	△1,779	△835
株主資本合計	51,349	59,088
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,511	2,093
繰延ヘッジ損益	△100	318
為替換算調整勘定	△4	6
退職給付に係る調整累計額	72	490
その他の包括利益累計額合計	1,478	2,908
新株予約権	—	12
純資産合計	52,827	62,010
負債純資産合計	71,487	82,732

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	66,725	71,471
売上原価	※1 51,725	※1 53,035
売上総利益	15,000	18,436
販売費及び一般管理費	※2、※3 8,990	※2、※3 9,296
営業利益	6,009	9,140
営業外収益		
受取利息	29	28
受取配当金	149	374
持分法による投資利益	16	26
その他	34	39
営業外収益合計	230	469
営業外費用		
支払利息	5	17
為替差損	2	—
その他	6	17
営業外費用合計	15	35
経常利益	6,225	9,574
特別利益		
固定資産売却益	※4 55	※4 41
投資有価証券売却益	608	64
負ののれん発生益	39	—
受取保険金	25	14
受取補償金	49	111
その他	0	—
特別利益合計	778	231
特別損失		
固定資産除却損	※5 10	※5 12
環境対策引当金繰入額	—	287
特別修繕費	50	89
関係会社出資金評価損	98	—
関係会社貸倒引当金繰入額	195	—
独占禁止法関連損失	2,577	—
その他	129	66
特別損失合計	3,061	455
税金等調整前当期純利益	3,942	9,350
法人税、住民税及び事業税	2,135	3,023
法人税等調整額	△14	△30
法人税等合計	2,120	2,992
当期純利益	1,821	6,357
親会社株主に帰属する当期純利益	1,821	6,357

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,821	6,357
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△694	582
繰延ヘッジ損益	△100	418
為替換算調整勘定	△2	1
退職給付に係る調整額	△153	418
持分法適用会社に対する持分相当額	△13	8
その他の包括利益合計	※ △965	※ 1,429
包括利益	856	7,787
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	856	7,787

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,919	2,017	47,287	△1,779	50,445
当期変動額					
剰余金の配当			△917		△917
親会社株主に帰属する当期純利益			1,821		1,821
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
新株予約権の行使					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	904	0	904
当期末残高	2,919	2,017	48,191	△1,779	51,349

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益 累計額合計		
当期首残高	2,205	—	12	226	2,444	—	52,889
当期変動額							
剰余金の配当							△917
親会社株主に帰属する当期純利益							1,821
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
新株予約権の行使							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△694	△100	△16	△153	△965	—	△965
当期変動額合計	△694	△100	△16	△153	△965	—	△61
当期末残高	1,511	△100	△4	72	1,478	—	52,827

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,919	2,017	48,191	△1,779	51,349
当期変動額					
剰余金の配当			△974		△974
親会社株主に帰属する当期純利益			6,357		6,357
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分					—
新株予約権の行使		1,412		944	2,357
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	1,412	5,382	944	7,739
当期末残高	2,919	3,430	53,574	△835	59,088

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,511	△100	△4	72	1,478	—	52,827
当期変動額							
剰余金の配当							△974
親会社株主に帰属する当期純利益							6,357
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							—
新株予約権の行使							2,357
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	582	418	10	418	1,429	12	1,442
当期変動額合計	582	418	10	418	1,429	12	9,182
当期末残高	2,093	318	6	490	2,908	12	62,010

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,942	9,350
減価償却費	2,113	1,899
負ののれん発生益	△39	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	206	60
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△312	△428
その他の引当金の増減額 (△は減少)	160	270
受取利息及び受取配当金	△179	△403
支払利息	5	17
受取保険金	△25	△14
固定資産売却損益 (△は益)	△47	△41
投資有価証券売却損益 (△は益)	△608	△63
受取補償金	—	△111
特別修繕費	—	89
関係会社出資金評価損	98	—
固定資産除却損	10	12
補助金収入	△3	△4
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,670	313
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△62	58
たな卸資産の増減額 (△は増加)	249	△88
仕入債務の増減額 (△は減少)	786	271
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△64	271
未払消費税等の増減額 (△は減少)	399	△8
持分法による投資損益 (△は益)	△16	△26
災害損失	120	43
独占禁止法関連損失	2,577	—
その他	6	△69
小計	7,647	11,400
利息及び配当金の受取額	179	402
補助金の受取額	3	4
保険金の受取額	25	14
補償金の受取額	—	112
利息の支払額	△5	△17
法人税等の支払額	△1,982	△2,615
特別修繕費の支払額	—	△138
独占禁止法関連支払額	△2,577	—
災害損失の支払額	△86	△65
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,203	9,098

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,810	△1,910
定期預金の払戻による収入	1,410	2,710
有形固定資産の取得による支出	△1,551	△6,738
有形固定資産の売却による収入	119	46
有形固定資産の除却による支出	△5	△3
無形固定資産の取得による支出	△185	△188
投資有価証券の取得による支出	△302	△1
投資有価証券の売却による収入	663	237
貸付けによる支出	△2	△3
貸付金の回収による収入	6	197
関係会社出資金の払込による支出	△319	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△372	△47
その他	△3	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,352	△5,694
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,200	7,200
短期借入金の返済による支出	△2,200	△6,000
リース債務の返済による支出	△73	△84
自己株式の取得による支出	△0	△0
新株予約権の発行による収入	—	27
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	—	2,342
配当金の支払額	△915	△972
長期借入金の返済による支出	△39	—
その他	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,027	2,512
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8	12
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,185	5,929
現金及び現金同等物の期首残高	18,367	17,181
現金及び現金同等物の期末残高	※ 17,181	※ 23,110

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 35社

主要な連結子会社は、第1「企業の概況」4「関係会社の状況」に記載のとおりであります。
なお、当連結会計年度において(株)大入運輸を株式取得により連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

杭州同舟瀝青有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社数 1社 会社等の名称

上海城建日瀝特種瀝青有限公司

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

決算日が異なる上海城建日瀝特種瀝青有限公司については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称 非連結子会社

杭州同舟瀝青有限公司

関連会社

北京路新大成景観舗装有限公司

ピーエスニチレキ

重慶市三瀝高科道路材料有限責任公司

その他1社

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、日瀝(上海)商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法より処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品及び製品

先入先出法

b 未成工事支出金

個別法

c 原材料及び貯蔵品

総平均法

③デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年平均償却によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 3～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

④長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②投資損失引当金

関係会社等に対する投資に係る損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

③賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤その他の引当金

a 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

b 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

⑥環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：原油スワップ

ヘッジ対象：ストレートアスファルト購入に係る予定取引

③ヘッジ方針

通常の営業過程におけるストレートアスファルト購入価格の相場変動リスクを実需の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジの有効性の評価方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下の通りであります。

退職給付に係る負債 557百万円※1

※1 退職給付に係る負債は、退職給付債務から年金資産を控除して算定しております。

(退職給付債務の算定)

当社及び連結子会社（一部の連結子会社を除く）では、確定給付企業年金制度を採用しております。確定給付制度においては数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことによって、退職給付債務及び関連する勤務費用を算定しております。数理計算上の仮定においては、割引率、昇給率、退職率、死亡率などの計算基礎率がありますが、将来の不確実な経済環境の変化等により、当該見積り及び仮定に重要な変更が生じる場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える場合があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による2022年3月期の利益剰余金期首残高への影響は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「特別修繕費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた179百万円は、「特別修繕費」50百万円、「その他」129百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメント限度額	1,550百万円	7,800百万円
借入実行残高	700百万円	1,900百万円
差引額	850百万円	5,900百万円

※2 非連結子会社及び関連会社に関するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
その他(関係会社株式)	5百万円	5百万円

(連結損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	5百万円	7百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
従業員給料及び手当	3,280百万円	3,463百万円
賞与引当金繰入額	529百万円	500百万円
退職給付費用	245百万円	171百万円
役員賞与引当金繰入額	110百万円	141百万円
貸倒引当金繰入額	12百万円	67百万円
減価償却費	613百万円	642百万円

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
一般管理費	709百万円	787百万円

※4 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	13百万円	7百万円
建物及び構築物	21百万円	25百万円
土地	20百万円	9百万円
計	55百万円	41百万円

※5 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	3百万円	5百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	1百万円
工具、器具及び備品他	0百万円	0百万円
無形固定資産	2百万円	0百万円
解体費用	3百万円	5百万円
計	10百万円	12百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△389	844
組替調整額	△608	△0
税効果調整前	△997	844
税効果額	302	△262
その他有価証券評価差額金	△694	582
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△144	603
税効果調整前	△144	603
税効果額	44	△184
繰延ヘッジ損益	△100	418
為替換算調整勘定		
当期発生額	△2	1
為替換算調整勘定	△2	1
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△202	751
組替調整額	△26	△130
税効果調整前	△228	621
税効果額	74	△202
退職給付に係る調整額	△153	418
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△13	8
持分法適用会社に対する持分相当額	△13	8
その他の包括利益合計	△965	1,429

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,685,955	—	—	31,685,955

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,014,269	334	400	3,014,203

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 334株

連結子会社の当社株式の売却による減少 400株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	917	32	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	974	34	2020年3月31日	2020年6月29日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,685,955	—	—	31,685,955

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,014,203	384	1,600,000	1,414,587

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 384株

行使価額修正条項付第1回新株予約権の権利行使による減少 1,600,000株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	行使価額修正条項付 第1回新株予約権 (2020年12月1日発 行)	普通株式	—	3,000,000	1,600,000	1,400,000	12
合計			—	3,000,000	1,600,000	1,400,000	12

(変動事由の概要)

行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行による増加 3,000,000株

行使価額修正条項付第1回新株予約権の権利行使による減少 1,600,000株

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	974	34	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,150	38	2021年3月31日	2021年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	19,891百万円	25,920百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,710百万円	△2,810百万円
現金及び現金同等物	17,181百万円	23,110百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、アスファルト応用加工製品事業における工場(建物および構築物)であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社および連結子会社は、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブ取引は、ストレートアスファルト購入取引に係る将来の相場変動リスクの回避を目的としており、投機目的の取引およびレバレッジ効果の高いデリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。短期借入金は、営業取引に係る資金調達であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金調達を目的にしたものであり、償還日は当連結会計年度の決算日後、最長5年であります。

デリバティブ取引はストレートアスファルトの市場価格変動リスクに対するヘッジを目的とした原油スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述4会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社および連結子会社は、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に管理担当部署へ報告され、個別に把握および対応を行う体制としております。デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い大手金融機関としており、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の実行は、生産部にて行っておりますが、契約締結においては取締役会の承認を得た上で、社内管理規定に従って実行しております。管理については、財務経理部が四半期ごとに直接残高確認を行い適時取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および連結子会社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を相応の水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含めておりません。（（注）2に記載しております。）

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	19,891	19,891	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,024	20,024	—
(3) 電子記録債権	3,328	3,328	—
(4) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	700	695	△4
②その他有価証券	3,687	3,687	—
(5) 関係会社長期貸付金 (1年内回収予定の関係会社長期貸付 金を含む)	750		
貸倒引当金※1	△390		
	360	362	1
(6) 長期預金	2,820	2,820	0
資産計	50,814	50,811	△2
(1) 支払手形及び買掛金	8,402	8,402	—
(2) 電子記録債務	992	992	—
(3) 短期借入金	700	700	—
(4) リース債務	328	323	△5
(5) 未払金	1,762	1,762	—
負債計	12,186	12,181	△5
デリバティブ取引※2	(144)	(144)	—

※1 関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	25,920	25,920	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,305	20,305	—
(3) 電子記録債権	2,922	2,922	—
(4) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	600	600	0
②その他有価証券	4,517	4,517	—
(5) 関係会社長期貸付金 (1年内回収予定の関係会社長期貸付 金を含む)	557		
貸倒引当金※1	△390		
	167	168	0
(6) 長期預金	1,920	1,920	—
資産計	56,354	56,355	0
(1) 支払手形及び買掛金	8,761	8,761	—
(2) 電子記録債務	1,485	1,485	—
(3) 短期借入金	1,900	1,900	—
(4) リース債務	322	317	△4
(5) 未払金	1,438	1,438	—
負債計	13,907	13,902	△4
デリバティブ取引※2	458	458	—

※1 関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

前連結会計年度(2020年3月31日)

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

- (5) 関係会社長期貸付金

当社では、関係会社長期貸付金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした料率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金ならびに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

- (5) 関係会社長期貸付金

当社では、関係会社長期貸付金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした料率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金ならびに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2020年3月31日	2021年3月31日
非上場株式	126	26

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	19,891	—	—	—
受取手形及び売掛金	20,024	—	—	—
電子記録債権	3,328	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	—	—	700	—
関係会社長期貸付金	77	673	—	—
長期預金	—	2,805	15	—
合計	43,322	3,478	715	—

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	25,920	—	—	—
受取手形及び売掛金	20,305	—	—	—
電子記録債権	2,922	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	—	—	600	—
関係会社長期貸付金	67	490	—	—
長期預金	—	1,905	15	—
合計	49,215	2,395	615	—

(注4) リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	700	—	—	—	—	—
リース債務	74	74	72	63	43	0

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,900	—	—	—	—	—
リース債務	92	90	78	56	4	—

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるも の	社債	200	200	0
	小計	200	200	0
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	社債	500	495	△4
	小計	500	495	△4
合計		700	695	△4

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるも の	社債	300	300	0
	小計	300	300	0
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	社債	300	299	△0
	小計	300	299	△0
合計		600	600	0

2 その他有価証券

前連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,362	1,246	2,115
	社債	100	100	0
	小計	3,463	1,346	2,116
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	123	144	△20
	社債	100	101	△0
	小計	224	245	△20
合計		3,687	1,592	2,095

（注）減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に対して著しく下落し、回復の見込みがないものを対象としております。なお時価が50%以上下落している銘柄および下落割合が30%から50%未満の範囲内であっても発行会社の最近の業績が悪化している銘柄については時価の回復は困難とみなして減損処理を行っております。なお、減損処理の対象となった有価証券はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,301	1,366	2,935
	社債	100	100	0
	小計	4,401	1,466	2,935
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	15	21	△6
	社債	100	100	△0
	小計	115	122	△6
合計		4,517	1,588	2,929

（注）減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に対して著しく下落し、回復の見込みがないものを対象としております。なお時価が50%以上下落している銘柄および下落割合が30%から50%未満の範囲内であっても発行会社の最近の業績が悪化している銘柄については時価の回復は困難とみなして減損処理を行っております。なお、減損処理の対象となった有価証券はありません。

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	662	608	—
合計	662	608	—

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	161	63	—
合計	161	63	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

商品関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	原油スワップ取引 支払固定・受取変動	ストレートアスファルト購入取引	1,398	932	△144
合計			1,398	932	△144

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から定時された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	原油スワップ取引 支払固定・受取変動	ストレートアスファルト購入取引	1,398	466	458
合計			1,398	466	458

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から定時された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社の退職給付制度は、2008年4月1日より、3年以上勤務した従業員が退職する場合、適格退職年金制度から積立型の確定給付企業年金制度に移行しております。勤続期間が1年以上3年未満で退職した従業員については退職金規定に基づき、退職一時金を支払うこととなっております。また、従業員の退職に際し、特別退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社は、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しており、確定給付制度における退職給付に係る負債及び退職給付費用は簡便法により算定しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	9,119	9,151
勤務費用	449	440
利息費用	22	22
数理計算上の差異の発生額	3	△66
退職給付の支払額	△443	△503
退職給付債務の期末残高	9,151	9,045

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	7,428	7,544
期待運用収益	18	19
数理計算上の差異の発生額	△198	685
事業主からの拠出額	739	739
退職給付の支払額	△442	△500
年金資産の期末残高	7,544	8,487

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	9,088	8,982
年金資産	△7,544	△8,487
	1,544	494
非積立型制度の退職給付債務	62	63
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,607	557
退職給付に係る負債	1,607	557
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,607	557

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	449	440
利息費用	22	22
期待運用収益	△18	△19
数理計算上の差異の費用処理額	△26	△130
確定給付制度に係る退職給付費用	427	314

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	△228	621

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	105	727

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	55%	58%
生命保険一般勘定	20%	9%
株式	19%	29%
その他	6%	4%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.25%	0.36%
長期期待運用収益率	0.25%	0.36%

3 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1百万円、当連結会計年度1百万円でありま
す。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	521百万円	184百万円
賞与引当金	309百万円	301百万円
未払事業税	124百万円	154百万円
繰延ヘッジ損益	44百万円	－百万円
税務上の繰越欠損金	2百万円	0百万円
その他	539百万円	681百万円
繰延税金資産小計	1,542百万円	1,323百万円
評価性引当額	△260百万円	△267百万円
繰延税金資産合計	1,281百万円	1,056百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△130百万円	△123百万円
その他有価証券評価差額金	△589百万円	△851百万円
繰延ヘッジ損益	－百万円	△140百万円
その他	△67百万円	△65百万円
繰延税金負債合計	△787百万円	△1,181百万円
繰延税金資産の純額	494百万円	△125百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
固定資産-繰延税金資産	562百万円	408百万円
固定負債-繰延税金負債	68百万円	533百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	－%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%	－%
地方税均等割額	1.9%	－%
連結子会社税率差異	4.0%	－%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%	－%
特別税額控除額	△1.9%	－%
事業税軽減税率	△0.1%	－%
独占禁止法関連損失	20.1%	－%
その他	△2.3%	－%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.8%	－%

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社および一部の連結子会社では、東京都において賃貸用のマンション、山口県において賃貸用の倉庫、その他の地域において賃貸用の不動産を所有しております。

賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。なお、賃貸等不動産の一部は、当社グループが事業に用いており、合理的に区別することが困難なものについては、当社グループが使用する部分を含めております。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	1,248
		期中増減額	△121
		期末残高	1,127
	期末時価	2,200	2,254
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	614
		期中増減額	△33
		期末残高	581
	期末時価	1,468	1,281

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な要因は賃貸用の土地84百万円、マンション4百万円の減少および減価償却費64百万円によるものであります。また、当連結会計年度は、マンション3百万円の増加および減価償却費64百万円によるものであります。

3 時価の算定方法

期末の時価は主として「不動産鑑定評価基準」に準じて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
賃貸等不動産	賃貸収益	145	148
	賃貸費用	54	59
	差額	91	89
	その他(売却損益等)	△1	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	賃貸収益	122	121
	賃貸費用	34	48
	差額	87	73
	その他(売却損益等)	—	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、当社および一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収入は計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用（減価償却費等）については、賃貸費用に含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品およびサービス別に包括的な戦略を立案し、道路舗装に関する製品・工事等を幅広く提供する事業活動を展開しております。したがって、「アスファルト応用加工製品事業」および「道路舗装事業」の2つの報告セグメントとしております。「アスファルト応用加工製品事業」はアスファルト乳剤、改質アスファルトおよびその他道路舗装材料等の製造・販売、「道路舗装事業」は舗装、土木、橋梁防水およびその他建設工事を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表の作成の基礎となる会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益および振替高は市場の実勢価格に基づいています。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	アスファルト 応用加工製品 事業	道路舗装 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	20,495	45,930	66,426	299	66,725	—	66,725
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,831	—	11,831	61	11,893	△11,893	—
計	32,327	45,930	78,257	361	78,619	△11,893	66,725
セグメント利益	4,853	3,695	8,548	221	8,770	△2,760	6,009
セグメント資産	24,837	30,320	55,158	2,010	57,168	14,318	71,487
その他の項目							
減価償却費	869	821	1,691	79	1,770	342	2,113
持分法適用会社への投 資額	580	—	580	—	580	—	580
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	863	635	1,499	0	1,499	201	1,700

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸業、損害保険代理業等であります。

2 (1)セグメント利益の調整額△2,760百万円にはセグメント間取引消去△99百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,660百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額14,318百万円には、当社での余資運用資金(現預金)、長期投資資金(投資有価証券)および管理部門に係る資産が含まれております。

(3)その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない当社本社に係るものであります。

3 セグメント利益は連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	アスファルト 応用加工製品 事業	道路舗装 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	20,583	50,585	71,169	302	71,471	—	71,471
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,320	—	12,320	65	12,385	△12,385	—
計	32,903	50,585	83,489	367	83,857	△12,385	71,471
セグメント利益	6,393	5,212	11,606	218	11,825	△2,684	9,140
セグメント資産	28,986	31,313	60,299	2,241	62,541	20,191	82,732
その他の項目							
減価償却費	741	715	1,456	85	1,542	356	1,899
持分法適用会社への投 資額	615	—	615	—	615	—	615
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,245	910	7,156	0	7,156	383	7,539

（注）1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸業、損害保険代理業等であります。

- 2 (1)セグメント利益の調整額△2,684百万円にはセグメント間取引消去△19百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,665百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。
 - (2)セグメント資産の調整額20,191百万円には、当社での余資運用資金(現預金)、長期投資資金(投資有価証券)および管理部門に係る資産が含まれております。
 - (3)その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない当社本社に係るものであります。
- 3 セグメント利益は連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

「アスファルト応用加工製品事業」セグメントにおいて、ヒートロック工業株式会社の普通株式を取得し、連結範囲に含めたことにより負ののれん発生益を特別利益に計上しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当連結会計年度においては39百万円であります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,842.51円	2,048.05円
1株当たり当期純利益金額	63.53円	219.72円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円	219.47円

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,821	6,357
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,821	6,357
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,671	28,935
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	－	－
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))	(－)	(－)
普通株式増加数(千株)	－	32
(うち新株予約権(千株))	(－)	(32)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		－

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	52,827	62,010
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	－	12
(うち新株予約権(百万円))	(－)	(12)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	52,827	61,997
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	28,671	30,271

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	700	1,900	0.577	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	74	92	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	253	230	—	2022年4月1日～ 2026年2月28日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,028	2,222	—	—

(注) 1 平均利率については期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については利息相当額を控除する前の金額でリース債務を計上しておりますので記載しておりません。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

(単位：百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
リース債務	90	78	56	4

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	12,772	28,555	49,801	71,471
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	1,323	3,226	7,157	9,350
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	910	2,111	4,922	6,357
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	31.75	73.66	171.52	219.72

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	31.75	41.91	97.73	48.39

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,410	22,235
受取手形	※1 2,479	※1 2,474
電子記録債権	※1 2,494	※1 2,246
売掛金	※1 8,739	※1 8,467
完成工事未収入金	※1 797	※1 889
商品及び製品	961	961
未成工事支出金	76	83
原材料及び貯蔵品	606	636
短期貸付金	※1 352	※1 121
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	77	67
デリバティブ債権	—	458
その他	※1 363	※1 311
貸倒引当金	△1	△2
流動資産合計	33,358	38,950
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,467	4,567
構築物	1,096	1,066
機械及び装置	1,638	1,717
車両運搬具	100	117
工具、器具及び備品	475	497
土地	3,897	9,135
リース資産	297	283
建設仮勘定	128	188
有形固定資産合計	12,102	17,574
無形固定資産		
ソフトウェア	454	548
その他	206	90
無形固定資産合計	660	638
投資その他の資産		
投資有価証券	4,260	4,885
関係会社株式	1,907	1,907
出資金	108	119
関係会社出資金	777	756
長期貸付金	2	2
関係会社長期貸付金	673	490
破産更生債権等	7	—
長期前払費用	21	4
長期預金	2,815	1,915
その他	318	316
貸倒引当金	△437	△430
投資損失引当金	△20	—
投資その他の資産合計	10,435	9,968
固定資産合計	23,198	28,181
資産合計	56,556	67,131

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 3,445	※1 3,726
工事未払金	※1 230	※1 268
電子記録債務	992	1,485
短期借入金	※2 700	※2 1,900
リース債務	73	86
未払金	※1 1,694	※1 1,356
未払費用	338	404
未払法人税等	605	851
預り金	※1 9,278	※1 10,389
デリバティブ債務	144	—
賞与引当金	467	458
役員賞与引当金	81	98
工事損失引当金	3	3
その他	※1 317	※1 329
流動負債合計	18,373	21,356
固定負債		
リース債務	250	221
繰延税金負債	33	415
退職給付引当金	808	584
環境対策引当金	—	287
資産除去債務	106	106
その他	47	47
固定負債合計	1,246	1,663
負債合計	19,619	23,020
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,919	2,919
資本剰余金		
資本準備金	2,017	2,017
その他資本剰余金	—	1,680
資本剰余金合計	2,017	3,698
利益剰余金		
利益準備金	729	729
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	272	270
固定資産圧縮特別勘定積立金	23	9
別途積立金	17,100	17,100
繰越利益剰余金	13,738	17,568
利益剰余金合計	31,863	35,678
自己株式	△1,273	△597
株主資本合計	35,527	41,698
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,509	2,082
繰延ヘッジ損益	△100	318
評価・換算差額等合計	1,409	2,400
新株予約権	—	12
純資産合計	36,936	44,111
負債純資産合計	56,556	67,131

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高		
製品売上高	※1 20,627	※1 20,778
商品売上高	※1 8,675	※1 9,141
完成工事高	※1 1,677	※1 2,140
賃貸事業売上高	※1 2,781	※1 2,846
売上高合計	33,763	34,907
売上原価		
製品売上原価	※1 13,654	※1 12,432
商品売上原価	※1 7,772	※1 8,136
完成工事原価	※1 1,277	※1 1,455
賃貸事業売上原価	※1 2,550	※1 2,461
売上原価合計	25,254	24,486
売上総利益	8,508	10,420
販売費及び一般管理費	※1、2 6,141	※1、2 6,233
営業利益	2,367	4,187
営業外収益		
受取利息	※1 28	※1 27
受取配当金	※1 1,635	※1 2,093
その他	※1 39	※1 49
営業外収益合計	1,703	2,169
営業外費用		
支払利息	※1 10	※1 23
為替差損	6	—
その他	4	16
営業外費用合計	21	40
経常利益	4,049	6,316
特別利益		
固定資産売却益	43	19
投資有価証券売却益	608	63
受取保険金	9	10
受取補償金	49	111
その他	0	—
特別利益合計	711	204
特別損失		
固定資産除却損	9	8
環境対策引当金繰入額	—	287
特別修繕費	50	89
関係会社出資金評価損	98	—
関係会社貸倒引当金繰入額	195	—
災害による損失	77	39
独占禁止法関連損失	2,577	—
その他	9	19
特別損失合計	3,017	444
税引前当期純利益	1,744	6,077
法人税、住民税及び事業税	918	1,350
法人税等調整額	△34	△61
法人税等合計	883	1,288
当期純利益	861	4,789

【完成工事原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費		2	0.2	4	0.3
II 労務費		8	0.7	12	0.8
III 外注費		617	48.3	833	57.3
IV 経費	※	649	50.8	605	41.6
当期完成工事原価		1,277	100.0	1,455	100.0

※ 経費のうち主要なものは人件費(前事業年度261百万円、当事業年度302百万円)であります。

(原価計算の方法)

個別原価計算によっております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金
当期首残高	2,919	2,017	—	2,017	729	274	—
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立							23
固定資産圧縮積立金の取崩						△2	
自己株式の取得							
新株予約権の行使							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2	23
当期末残高	2,919	2,017	—	2,017	729	272	23

	株主資本					評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金合計							
	別途積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高	17,100	13,815	31,920	△1,273	35,584	2,202	—	2,202	—	37,786
当期変動額										
剰余金の配当		△917	△917		△917					△917
当期純利益		861	861		861					861
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		△23	—		—					—
固定資産圧縮積立金の取崩		2	—		—					—
自己株式の取得				△0	△0					△0
新株予約権の行使					—					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△692	△100	△793	—	△793
当期変動額合計	—	△77	△56	△0	△56	△692	△100	△793	—	△850
当期末残高	17,100	13,738	31,863	△1,273	35,527	1,509	△100	1,409	—	36,936

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	
当期首残高	2,919	2,017	—	2,017	729	272	23
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立							9
固定資産圧縮積立金の取崩						△2	△23
自己株式の取得							
新株予約権の行使			1,680	1,680			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	1,680	1,680	—	△2	△13
当期末残高	2,919	2,017	1,680	3,698	729	270	9

	株主資本					評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計							
	別途積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高	17,100	13,738	31,863	△1,273	35,527	1,509	△100	1,409	—	36,936
当期変動額										
剰余金の配当		△974	△974		△974					△974
当期純利益		4,789	4,789		4,789					4,789
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		△9	—		—					—
固定資産圧縮積立金の取崩		25	—		—					—
自己株式の取得				△0	△0					△0
新株予約権の行使				676	2,357					2,357
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						572	418	991	12	1,004
当期変動額合計	—	3,830	3,814	676	6,171	572	418	991	12	7,175
当期末残高	17,100	17,568	35,678	△597	41,698	2,082	318	2,400	12	44,111

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式および関連会社株式
移動平均法に基づく原価法
 - (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に基づき算定しております。)
 - ②時価のないもの
移動平均法に基づく原価法
- 2 たな卸資産の評価基準および評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (1) 商品及び製品
先入先出法
 - (2) 未成工事支出金
個別法
 - (3) 原材料及び貯蔵品
総平均法
- 3 デリバティブの評価基準および評価方法
時価法によっております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年
均等償却によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械及び装置	3～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によって
おります。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づく
定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
 - (4) 長期前払費用
均等償却によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から費用処理しております。

(6) 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：原油スワップ

ヘッジ対象：ストレートアスファルト購入に係る予定取引

(3) ヘッジ方針

通常の営業過程におけるストレートアスファルト購入価格の相場変動リスクを実需の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性の評価方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

7 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税および地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下の通りであります。

退職給付引当金 584百万円※1

※1 退職給付引当金は、退職給付債務から年金資産を控除して算定しております。

(退職給付債務の算定)

当社では、確定給付企業年金制度を採用しております。確定給付制度においては数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことによって、退職給付債務及び関連する勤務費用を算定しております。数理計算上の仮定においては、割引率、昇給率、退職率、死亡率などの計算基礎率がありますが、将来の不確実な経済環境の変化等により、当該見積り及び仮定に重要な変更が生じる場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する退職給付引当金及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える場合があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「特別修繕費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた59百万円は、「特別修繕費」50百万円、「その他」9百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	6,887百万円	5,845百万円
短期金銭債務	9,457百万円	10,606百万円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメント限度額	1,550百万円	7,800百万円
借入実行残高	700百万円	1,900百万円
差引額	850百万円	5,900百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	11,941百万円	12,531百万円
仕入高	539百万円	1,359百万円
営業取引以外の取引高	1,543百万円	1,781百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
従業員給料及び手当	2,111百万円	2,169百万円
賞与引当金繰入額	360百万円	341百万円
役員賞与引当金繰入額	81百万円	98百万円
貸倒引当金繰入額	6百万円	0百万円
減価償却費	552百万円	580百万円

おおよその割合

販売費	58.7%	56.6%
一般管理費	41.3%	43.4%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	1,907	1,907

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	247百万円	179百万円
賞与引当金	143百万円	140百万円
未払事業税	48百万円	56百万円
繰延ヘッジ損益	44百万円	－百万円
その他	447百万円	538百万円
繰延税金資産小計	930百万円	914百万円
評価性引当額	△234百万円	△210百万円
繰延税金資産合計	695百万円	703百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△130百万円	△123百万円
その他有価証券評価差額金	△588百万円	△847百万円
繰延ヘッジ損益	－百万円	△140百万円
その他	△10百万円	△8百万円
繰延税金負債合計	△729百万円	△1,119百万円
繰延税金負債の純額	△33百万円	△415百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%	0.8%
評価性引当額の増減	0.0%	0.0%
住民税均等割等	3.1%	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△26.6%	△9.2%
特別税額控除	△3.7%	△1.8%
独占禁止法関連損失	45.2%	－%
その他	△0.4%	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.6%	21.2%

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	8,573	340	27	235	8,886	4,319
	構築物	3,490	107	5	135	3,592	2,526
	機械及び装置	13,684	562	130	481	14,117	12,399
	車両運搬具	1,019	51	2	33	1,068	951
	工具、器具及び備品	2,200	181	48	158	2,333	1,836
	土地	3,897	5,240	2	—	9,135	—
	リース資産	501	61	0	74	561	277
	建設仮勘定	128	540	480	—	188	—
	有形固定資産計	33,496	7,085	696	1,120	39,885	22,311
無形固定資産	借地権	4	—	—	—	4	—
	ソフトウェア	2,072	286	183	192	2,175	1,627
	電話加入権	17	—	—	—	17	—
	その他	190	79	195	—	73	5
	無形固定資産計	2,284	365	379	192	2,271	1,632

(注) 1 当期の主な増加は次の通りであります。

建物	九州支店	事務所の更新	301百万円
構築物	九州支店	事務所の更新に伴う外構工事	61百万円
	関東支店他	アスファルト貯蔵タンクの更新	24百万円
機械及び装置	東北支店他	ディストリビュータ等営業器材の増設	454百万円
	東北支店他	改質アスファルト及び乳剤製造設備の更新	108百万円
工具、器具及び備品	技術研究所他	試験器具の増設	97百万円
	本社他	リモート環境設備の購入	63百万円
土地	関東支店	生産拠点等の整備に伴う土地の購入	5,240百万円
リース資産	本社	パソコンの更新	52百万円

2 当期の主な減少は次の通りであります。

建物	本社	賃貸用不動産の売却	8百万円
	本社	事務所の一部更新	15百万円
機械及び装置	東北支店他	ディストリビュータ等営業器材の売却及び老朽化による除却	97百万円
土地	本社他	賃貸用不動産の売却	2百万円

3 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	439	5	11	433
投資損失引当金	20	—	20	—
賞与引当金	467	458	467	458
役員賞与引当金	81	98	81	98
工事損失引当金	3	—	—	3
環境対策引当金	—	287	—	287

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載することとしております。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.nichireki.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
 会社法第189条第2項に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第76期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度 第76期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書および確認書

第77期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月11日関東財務局長に提出

第77期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月9日関東財務局長に提出

第77期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2020年6月29日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(4) 臨時報告書の訂正報告書) 2020年10月13日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等） 2020年11月12日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

ニチレキ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 茂 寛 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀 和 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニチレキ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチレキ株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準における進捗度の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおり、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用している。</p> <p>当連結会計年度の道路舗装事業セグメントの売上高50,585百万円のうち、一部が工事進行基準の適用によって計上されている収益である。</p> <p>工事進行基準の適用にあたり、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積る必要がある。工事進捗度は、工事原価総額に対する当連結会計年度末までの発生工事原価の割合に基づき算定している。工事契約の内容及び工事着手後の作業環境の変化等により、工事原価総額の見積りには不確実性が伴い、経営者の判断が必要である。また、発生工事原価の認識及び測定も進捗度の見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、道路舗装事業セグメントの工事契約に係る工事進行基準の適用に関連する、決算日における工事進捗度の見積りが当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、道路舗装事業セグメントにおける工事進行基準の適用に関する決算日における工事進捗度の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>決算日における工事進捗度の見積りプロセスに関連する主に以下の内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不確定要素の反映を含む工事原価総額の見積りの合理性を担保するための統制 ・工事開始後の状況の変化を、適時・適切に工事原価総額の見積りに反映するための統制 ・工事ごとの発生工事原価が適切に記録・集計されることを担保するための統制 ・当該工事契約に係る発生工事原価に他の工事契約の工事原価が含まれることを防止する統制 <p>(2) 決算日における工事進捗度の見積りの合理性の評価</p> <p>決算日における工事進捗度の見積りの合理性を評価するため、一定の基準により抽出した工事契約について主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連結会計年度末における見積工事原価総額の積算に係る根拠資料・証憑を入手検討し、見積りの合理性を評価した。 ・完成した工事に係る実績工事原価総額と事前の見積原価総額を比較検討し、見積りの精度を評価した。 ・工事契約が変更されている工事を抽出し、工事原価総額の見積りの変更の要否を適切な工事責任者に質問し、工程表及び実行予算書と発生原価の状況を比較し、その回答の合理性を検討した。 ・決算日前後の発生工事原価に係る証憑突合等を実施し、他工事契約の工事原価の混入の有無を検証するとともに工事契約に係る記録・集計の網羅性、正確性、適切性を評価した。 ・施工部門における工程表に基づく工事進捗状況（当該一部について工事現場の視察を実施した。）と決算日における工事進捗度を比較検討し、当該進捗度の合理性を評価した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニチレキ株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ニチレキ株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書に添付される形で当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

ニチレキ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 茂 寛 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀 和 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニチレキ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチレキ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、アスファルト乳剤、改質アスファルト等の製造・販売（アスファルト応用加工製品事業）を行っており、当該製商品の一部を舗装工事および防水工事等の請負（道路舗装事業）を行う各子会社へ販売している。</p> <p>損益計算書に記載されている製品売上高及び商品売上高の合計のうち、約3分の1は当該各子会社への売上高である。</p> <p>このため、各子会社に対する売上高の期間帰属について、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、各子会社に対する売上高の期間帰属が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、各子会社に対する売上高の期間帰属に関して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>販売管理プロセス及び在庫管理プロセスに関連する主に以下の内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製商品の受注、出荷、売上計上の適切性を担保するための統制 ・製商品の実地棚卸、棚卸差異に係る処理の適切性を担保するための統制 <p>(2) 売上高の期間帰属の評価</p> <p>売上高の期間帰属を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末日前後の子会社に対する売上取引からサンプルを抽出し、出荷証憑等、関連証憑との突合を実施した。 ・期末日後の返品取引を査閲し、その合理性を検討した。 ・会社が実施した期末の実地棚卸に係る関連資料を査閲し、金額的に重要性のある棚卸差異の発生原因を評価した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書に添付される形で当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月30日

【会社名】 ニチレキ株式会社

【英訳名】 NICHIREKI CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小幡 学

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目3番29号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 小幡 学は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社35社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としてしております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【会社名】	ニチレキ株式会社
【英訳名】	NICHIREKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小幡 学
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北四丁目3番29号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 小幡 学は、当社の第77期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

